

平成 2 1 年第 1 回上里町議会定例会会議録第 1 号

平成 2 1 年 3 月 5 日（木曜日）

議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 提出議案の報告について
- 日程第 4 町長の施政方針及び行政報告について
- 日程第 5 諸報告について
- 日程第 6 一般質問について
- 日程第 7 (町長提出議案第 1 号)上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 (町長提出議案第 2 号)上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 9 (町長提出議案第 3 号)上里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 0 (町長提出議案第 4 号)上里中学校施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例について
- 日程第 1 1 (町長提出議案第 5 号)上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 2 (町長提出議案第 6 号)上里町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 3 (町長提出議案第 7 号)上里町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例について
- 日程第 1 4 (町長提出議案第 8 号)上里町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 5 (町長提出議案第 9 号)上里町都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 6 (町長提出議案第 10 号)上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する特例条例の一部を改正する条例について

- 日程第 1 7 (町長提出議案第11号)上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する特例条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 8 (町長提出議案第12号)上里町長及び副町長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 9 (町長提出議案第13号)上里町教育委員会教育長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 0 (町長提出議案第14号)上里町一般職職員等の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 1 (町長提出議案第15号)上里町道路線の廃止について
- 日程第 2 2 (町長提出承認第16号)上里町道路線の認定について
- 日程第 2 3 (町長提出議案第17号)上里町公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 2 4 (町長提出議案第18号)上里町公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 2 5 (町長提出議案第19号)上里町公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 2 6 (町長提出議案第20号)平成20年度上里町一般会計補正予算(第5号)について
- 日程第 2 7 (町長提出議案第21号)平成20年度上里町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第 2 8 (町長提出議案第22号)平成20年度上里町介護保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第 2 9 (町長提出議案第23号)平成20年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第 3 0 (町長提出議案第24号)平成20年度上里町老人保健特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第 3 1 (町長提出議案第25号)平成20年度上里町神保原駅南土地地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第 3 2 (町長提出議案第26号)平成20年度上里町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第 3 3 (町長提出議案第27号)平成21年度上里町一般会計予算について
- 日程第 3 4 (町長提出議案第28号)平成21年度上里町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 3 5 (町長提出議案第29号)平成21年度上里町介護保険特別会計予算について
- 日程第 3 6 (町長提出議案第30号)平成21年度上里町後期高齢者医療特別会計予算に

ついて

- 日程第 3 7 (町長提出議案第31号)平成21年度上里町老人保健特別会計予算について
- 日程第 3 8 (町長提出議案第32号)平成21年度上里町神保原駅南土地区画整理事業特別会計予算について
- 日程第 3 9 (町長提出議案第33号)平成21年度上里町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第 4 0 (町長提出議案第34号)平成21年度上里町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第 4 1 (町長提出議案第35号)平成21年度上里町水道事業会計予算について
- 日程第 4 2 特別委員長報告について
- 日程第 4 3 請願について
- (請 願 第 16 号)藤木戸勝場線町道の拡幅及び整備について
- (請 願 第 17 号)町で独自に小学校3年生を35人学級にすることを求める請願書について

本日の会議に付した事件(第1号)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 提出議案の報告について
- 日程第 4 町長の行政報告について
- 日程第 5 諸報告について
- 日程第 6 一般質問について

出席議員(12人)

1番	高橋正行君	2番	斉藤邦明君
3番	納谷克俊君	4番	中島美晴君
5番	荒井肇君	6番	新井實君
8番	高橋仁君	9番	伊藤裕君
10番	根岸晃君	11番	桜井彪君
13番	桜井正君	14番	小暮敏美君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	関根孝道君	副町長	山下精治君
教育長	山下武彦君	総務課長	植原育雄君
総合政策課長	高野正道君	税務課長	福島雅之君
町民環境課長	渋沢秀実君	福祉こども課長	関根信夫君
健康保険課長	高杯一美君	まち整備課長	赤見省三君
産業振興課長	大場信也君	下水課長	岩田貞祐君
人権共生課長	飯塚邦男君	学校教育課長	斉藤直君
生涯学習課長	庄邦雄君	指導室長	金澤清久君
水道課長	久保勉君	図書館長	萩原潤君
会計管理者	戸矢三樹男君		

事務局職員出席者

事務局長	柴崎久男	次長	須田孝史
------	------	----	------

開会・開議

午前9時5分開会・開議

議長（桜井 彪君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより平成21年第1回上里町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員について

議長（桜井 彪君） 日程第1、会議録署名議員について。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において14番小暮敏美議員、1番高橋正行議員、2番斉藤邦明議員、以上の3名を本会期中の会議録署名議員に指名いたします。

日程第2 会期決定について

議長（桜井 彪君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

前期定例会において、議会運営委員会に審査の付託をしておきました会期日程等の審査結果報告を求めます。

議会運営委員長 斉藤邦明議員。

〔議会運営委員長 斉藤邦明君発言〕

議会運営委員長（斉藤邦明君） おはようございます。議会運営委員長の斉藤邦明です。

前期定例会で審査の付託を受けました今期定例会の会期日程等について、去る2月23日に議会運営委員会を開催し、慎重審議いたしましたので、その結果を報告します。

今期定例会における一般質問の通告者は5名で、質問通告時間は3時間であり、答弁時間を含めると4時間30分程度になると想定されます。

続いて、町長提出議案であります。条例関係では、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正など、一部改正の条例が12件、上里中学校施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例など制定する条例が2件、道路線の廃止、認定が2件、施設の指定管理者の指定が3件、20年度補正予算については、一般会計、国民健康保険特別会計など7件、20年度当初予算については、一般会計、各特別会計、水道事業会計の9件、以上、町長提出議案は35件です。

続いて、本日までに新規に提出されました請願についてですが、総務経済常任委員会に付託となる請願が1件、文教厚生常任委員会に付託となる請願が1件、合計が2件です。

については、これらを考慮し、今期定例会の会期は本日3月5日から3月19日までの15日間といたしたいところです。

以上で議会運営委員会の審査報告といたします。慎重審議をお願い申し上げます。

議長（桜井 彪君） お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は本日から3月19日までの15日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（桜井 彪君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は15日間と決定いたしました。

日程第3 提出議案の報告について

議長（桜井 彪君） 日程第3、提出議案の報告について。

町長より議案の送付がありましたので、事務局をして議案の報告をいたさせます。
事務局。

〔事務局朗読〕

日程第4 町長の施政方針及び行政報告について

議長（桜井 彪君） 日程第4、町長の施政方針及び行政報告について町長の発言を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） どうも皆さん、おはようございます。

地球温暖化が叫ばれている中、今年の冬は寒暖の差が激しいようで、例年よりも平均気温が高く、地球環境の変化は着実に進み、温暖化が進んでいるようであります。また、花粉病も今となりましては現代病となって広く蔓延しておりますが、昨年に比べ花粉量が多いとの予想であります。予防対策に御留意をいただきたいと思っておりますのでございます。

梅の花だよりも聞こえてまいりましたが、いよいよ待ちわびた春も近づいてまいりましたきょうこのごろ、皆様には御健勝のこととお喜びを申し上げる次第でございます。

さて、本日、ここに平成21年第1回上里町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御健勝にて御出席をいただき、ここに定例会を開会できますことは、大変厳しい社会情勢の中で、今後の町政進展と住民福祉の向上にとりまして、まことに有意義なことであると考えておるところでございます。

本定例会には、条例の制定及び改正が14件、補正予算が7件、当初予算が9件、その他5件を合わせて35件の議案提出を申し上げますので、慎重審議の上、御議決を賜りますようお願い

を申し上げます。

また、政府が進めております第2次補正予算が成立し、その後の関連法案の審議状況もございましたが、定額給付金、地域活性化・生活対策臨時交付金、子育て応援特別手当などに加え、プレミアム商品券発行について早急に予算措置を行う必要がありますので、追加議案の検討を進めております。追って手続を行いたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

3月定例会では、平成21年度の当初予算について御提案いたしますことから、私の施政方針を申し上げたいと思います。

昨年の今ごろは、緩やかな景気回復と堅調な企業収益に支えられ、税源移譲や行政改革などによる行政コストの削減と相まって、市町村財政もようやく好転の兆しが見えてきたところでございます。

一方で、原油の急激な高騰によりまして、ガソリンの値上げはもちろんのこと、その影響はエネルギー・鉱物資源、農産物など広範囲にわたり、日用品や食料品など生活必需品も高騰してインフレへの懸念もあって、しばらく続いた日本銀行のゼロ金利政策も解除が行われたところであります。

しかし、懸念されていた米国のサブプライムローン問題が表面化した夏以降は、欧州やアジアなど一瞬にして金融不安の広まり、世界各国の金融危機を招き、100年に一度と言われる経済危機となったわけでございます。

我が国では、当初、金融危機の影響は比較的少ないものと考えられておりましたが、米国を中心とする先進国や新興国の消費需要の急激な低下は、实体经济そのものにも大きな影響を与えることになり、第3・四半期のGDPは年率2けた台のマイナス成長を記録しております。

特に、輸出によって景気回復を図ってきた我が国は、基幹産業である自動車や電機部門を中心に、昨年秋ごろから急激に企業業績が悪化し、派遣労働者や期間労働者の解雇など雇用調整が行われるなど、さらに景気の下振れが懸念されております。

こうした経済情勢を受けて政府は、第一次経済対策、第二次経済対策を取りまとめ、今年1月5日に開会しました通常国会で、第2次補正予算や当初予算が提案され、ようやく第2次補正が成立し、当初予算の成立もそのめどが立とうとしております。

しかし、衆参両院で与野党が逆転するいわゆる「ねじれ国会」では、政局も含め不透明な状況にあるようでございますので、予算関連法案の審議状況にも引き続き注視していきたいと思うところでございます。

政府の今年度当初予算では、地方交付税総額に1兆円の加算や道路財源の一般財源化に伴う交付金を初め、さまざまな地方財政への措置が盛り込まれております。

昨年には、ガソリン税の暫定税率の失効がありましたように、予算に係る関連法案などもあ

りますので、引き続き審議動向にも注視しなければなりません、いずれにしても厳しい経済情勢となっている今、円滑な予算執行を希望するものであります。

国の第2次補正予算の関連法案が成立いたしました。緊急経済対策として臨時定額給付金の支給や子育て支援給付金などは、町民生活に直結することであり、しっかりと対応することが行政を預かる者の使命である、このように考えておるところでございます。

本町での緊急経済対策として、定額給付金の規模ですが、おおむね4億8,000万円程度が見込まれ、事務費を加えすべて国庫負担となり、子育て応援特別手当の支給では、生活対策の一環として、幼児教育期の第2子以降の子供に支給される手当で、支給規模は約2,200万円程度を見込んでおるところでございます。

次に、生活対策における地方公共団体支援策として地域活性化・生活対策臨時交付金が交付されますが、本町には約6,000万円程度が交付見込みであり、学校等の改修事業や町道整備事業に充当してまいります。

町民の皆様には、支給の趣旨を御理解いただき地域経済へも寄与していただければ、大変ありがたい、このように考えておるところでございます。

現在、総合政策課を初め所管担当課において準備を進めておりますが、関係部署と連携をとりながら事務作業を行い、一日も早く町民の皆様へ支給できるように努めてまいりたいと思っております。

なお、定額給付金の支給ともあわせ、商工会の協力をいただきながらプレミアムつき商品券について5,000万円規模を発行する予定であります。消費の落ち込みが心配されており、ぜひとも町内の商店において消費需要が高まるよう町民の皆様にも御協力をいただきたいと思いますところでもあります。

それでは、本町の平成21年度当初予算の基本的な考え方と概要を申し上げたいと思っております。

先ほど経済状況を申し上げましたとおり、来年度の経済見通しは政府、日本銀行ともマイナス成長を見込んでおり、極めて厳しい状況であります。この影響は町の税収にも及んでおり、法人関係を初めとして町民税の減収や自動車関係の譲与金や交付金の減収が見込まれるなど、大変厳しい状況でございます。このため、これまで推進しております行財政改革についても、引き続き取り組みながら、第4次総合振興計画に沿って施策を推進し、ハーモニーガーデン上里の実現を図ってまいりたい、このように思っておるところでございます。

今、100年に一度と言われるような大変厳しい経済状況にありますが、よく向かい風のときこそ、どうすれば前に進むことができるのかいろいろなことを考え、工夫をしながら一歩ずつ進んでいくものだと言われてますが、苦しいときこそ好機として考えられる前向きな思考で行政運営に臨んでまいりたいと考えておるところでございます。

経費削減を目標とした新行政改革推進プランがございますが、皆様の御理解と御協力によりまして着実にその成果を上げておるところであります。厳しい時期にこそ、その真価が問われるものであると考えております。気を緩めず、不断の努力を続けることが住民の理解を得られるものと信じ、その姿勢を示すためにも、引き続き私を初め三役の給与削減、議会議員・非常勤特別職の費用弁償の支給停止などを継続してまいります。御理解をお願いしたいと思います。

住民の生活を支える医療や保険を初めとするセーフティーネットに要する予算は、毎年増加傾向にあります。着実に予算総額の確保を行うなど、各種施策を展開して安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。

町が元気の出るような取り組みや将来を見据えた取り組みとして、懸案であります上里サービスエリア地区周辺活用事業の推進については、昨年、事業計画の見直しによりまして、下り線側を工業用地に設定いたしました。私自身も先頭に立って企業誘致活動の取り組みなど前向きな姿勢で臨んでまいります。

先ほど申し上げましたが、国の緊急経済対策による公共事業費や各種給付金の支給、プレミアムつき商品券の発行などの緊急対策などにも取り組んでまいります。

最近、社会全体が先行きに悲観視されがちで、気分も低下し、重苦しい雰囲気となっております。苦しいときこそ行政としてできることをしっかりと担い、明るい話題を提供できるように、町民の皆様の力をおかりしながら、この1年の行政運営を進めてまいりたいというふうに思っております。

それでは、平成21年度当初予算の概要を申し上げます。

一般会計予算では、ほぼ前年度と同規模の予算となりましたが、特別会計では、国民健康保険や介護保険の予算が大きく伸び、公営企業会計では、公共下水道を初め全体が減額となりましたが、一般会計・特別会計の合計では、前年度対比0.1%の増と、前年度とほぼ同規模の予算となっております。

歳入の根幹をなす町税では、本町でも自動車産業の関連企業やIT関連企業を中心に操業日の縮減などによって生産調整が行われており、企業業績の悪化は避けられない状況にあります。このため、昨年度と比較いたしまして法人町民税は、対前年度比37%減という大幅な減収を見込んでおり、加えて今後の雇用情勢などによっては、町民税へのさらなる影響も懸念されているところでございます。

地方交付税については、配分される国税の減収があるものの、地方交付税への1兆円加算もあって、総額自体は増加しておりますが、本町においては、昨年度の税収との関係もあって減収見込みとしており、加えて、これまで堅調であった地方譲与税や自動車取得税交付金は、購

入需要の低下から大幅な減収を見込んでおるところでございます。

町債ですが、公共事業への財源充当と臨時財政特例債の大幅な発行によって、前年度対比約40%増とするとともに、税収不足を補うため財政調整基金の繰り入れや公共事業費への財源充当のため目的基金から繰り入れを行い、歳入の確保を行ったところであります。

次に、歳出ですが、初めに、「支え合い、生きがいあふれる健康のまち」では、後期高齢者医療制度が発足し2年目を迎えますが、医療、介護に係る特別会計ベースで40億4,000万円程度予算総額を確保したところでございます。

介護保険については、3年に一度の事業計画の見直しによって、平成21年度から3カ年の保険料の改定を行うこととなりますが、今後の高齢者の増加や介護サービス量を勘案し、急激な住民負担とならないように努めたところでございます。

次に、「充実した都市基盤のまち」と「安全で快適に暮らせるまち」では、現在進めております古新田・四ツ谷線整備事業の用地取得、町道整備事業の推進、平成22年度一部供用開始に向けた公共下水道事業の促進、上水道事業老朽管更新事業など、計画的にかつ継続的に社会資本整備に取り組むとともに、町内の県道についても歩道の設置などの整備促進を要望するなど都市基盤の充実を進め、快適に暮らせるまちづくりを進めていきたいと思っておるところでございます。

上里ゴルフ場については、埼玉県や地権者の皆さんと協議を行ってまいりましたが、地権者を初め関係者の御協力のもと、公園管理と一体的な管理や地域振興を進めるため、埼玉県から本町が施設移管を受け、引き続き営業を行う予定でありますので、本町の新たな地域資源として有効に活用してまいります。

また、女性センター・七本木児童館の駐車場用地については、現在の賃貸借から用地取得への変更や第二分団の消防自動車も排ガス規制によって買いかえを行ってまいります。

次に、「活力に満ちた産業創造のまち」ですが、懸案であります上里サービスエリア周辺地区活用事業については、事業計画の見直しにあわせ、企業誘致を含めた早期事業化に向けて取り組みを進めてまいります。

また、雇用問題や中小企業への支援についても既存制度の活用などや国・県との連携を図りながら対処してまいりたいと思います。

継続事業として推進されている上里西部土地改良事業や上里幹線の更新事業など農業基盤整備についても、国・県に対して早期完了を要望してまいります。町としても事業支援を行ってまいります。

商業振興では、計画された大型商業施設も開業いたしました。個々に拡張等が行われて、魅力ある商業拠点の形成に努められており、引き続き商工団体の協力をいただきながら商業振

興に努めてまいりたいと思っております。

次に、「のびやかに学ぶ楽しいまち」ですが、新本庄上里給食センターが4月から本格稼働いたしまして、安心でおいしく安定した学校給食を行ってまいります。

学校教育施設の整備についてですが、耐震化が緊急すべき課題であります。上里東小学校校舎改修工事を実施するとともに、上里中学校の耐震化整備については、その財源を確保するため新たに基金を設置するなど、教育施設の耐震化に全力で取り組んでまいります。

以上、私の所信を申し上げましたが、100年に一度とも言われる金融危機の中で、どのように変化するのか大変予測が難しい時代となりましたが、この難局を乗り越え、住民福祉の向上と笑顔のあふれるまちづくりに、町民の皆様とともに全力で取り組んでまいりたいと思っております。

終わりになりましたが、12月定例議会以後の町政報告を申し上げたいと存じます。

本庄上里学校給食センター新築工事ですが、12月6日に、本町や本庄市を初め関係者の出席のもと竣工式典や試食などが行われました。その後、試運転を済ませ、3学期から各中学校の給食を提供しております。

1月11日には、成人式がワープ上里において行われ、432の方が新たに大人の仲間入りをいたしました。少子高齢社会の到来の中で、これからの時代を担うその役割は大きく、今後の活躍が大いに期待されておるところでございます。

2月15日には、第18回乾武マラソン大会が開催され、全国各地から約1,900名のランナーが参加し、これまでの大会で最も多い参加者数となりましたが、この大会も2月を代表する風物詩となってまいったところでございます。

2月28日に、隔年に開催しております社会福祉大会が、福祉施設や福祉団体などを初めサポーターの皆様など大勢の参加を得て盛大に開催されました。この大会で、高齢社会を社会全体で支え合うことの大切さを新たに感じたところでございます。

以上をもちまして行政報告といたしますが、議員各位におかれましては、町政進展のため引き続き御指導、御協力をお願い申し上げます。私の施政方針及び行政報告とさせていただきます。

議長（桜井 彪君） 以上で町長よりの施政方針及び行政報告を終わります。

日程第5 諸報告について

議長（桜井 彪君） 日程第5、諸報告について。

今期定例会において、本日までに受理した請願は、お手元に配付の請願文書表のとおり、会議規則第92条の規定により所管の常任委員会に付託いたしましたので、報告をいたします。

次に、規則等の制定及び一部改正が報告事項として提出がありましたので、お手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、本定例会に説明員として、地方自治法第121条の規定により町長ほか関係者の出席を求めました。

以上で諸報告を終わります。

日程第6 一般質問について

議長（桜井 彪君） 日程第6、一般質問についての件を議題といたします。

会議規則第61条の規定により一般質問の通告がありましたので、通告順に発言を許可いたします。

6番新井實議員。

〔6番 新井 實君発言〕

6番（新井 實君） おはようございます。議長からの通告順に従い、ただいまから一般質問をさせていただきます。

今回の一般質問につきましては、大きな項目で4項目ございます。

（1）として、上里町立小中学校への太陽光発電の導入と普及促進について。

第2番目としまして、国の学校支援地域本部事業の補助制度利用と学校支援本部運営事業のあり方について。

3番目として、定額給付金の支給方法と景気浮揚及び雇用創出政策について。

4番目として、上里町立の公園に設置されている遊具の点検と交換について。

それでは、（1）から順次質問をさせていただきます。

（1）上里町立小中学校への太陽光発電の導入と普及促進について。

上里町立小中学校への太陽光発電の導入と子供への環境教育及び環境学習の教材として使用することについて。

私は議会文教厚生常任委員会の行政視察研修で、1月16日、狭山市入間川小学校の環境に配慮した校舎の概要や学校に設置した太陽光・風力発電設備と環境学習について視察研修してまいりました。

入間川小学校の経営方針には大きな特徴があり、新しい環境づくりとしてオープンスペース活用の実施や、自然や人に優しい学校づくりとしてエコスクールへの取り組みやバリアフリーを実施しております。

教室と廊下の壁のない広い学習空間を持つ校舎の特徴を生かし、環境学習を身近な教材として役立て、エコロジー学習として計画的に実践化を図っております。校舎に太陽、風、水など

の自然エネルギーなどを活用する県内初のエコスクールであります。この自然や人に優しい学校づくりのエコスクールへの取り組みは、今後の地球環境政策や地球温暖化対策として、子供たちの環境教育とその学習教材に活用できるとともに、環境学習の重要性を再確認いたしました。

入間川小学校は屋上に太陽光発電（太陽光の利用）を設置し、南側に向けて3列のソーラーパネル150枚を並べ、20キロワットの発電能力で普通教室、または講堂の照明の80%を賄い、5キロワットの蓄電能力を持ち、停電時の照明を可能にしています。この太陽光発電システムは、環境学習の教材として太陽光が電気になるまでの過程を図で説明し、また現在の光の強さ・発電量を目で見ることができ、環境学習材料としてその設備が多様に活用できると確信を持ちました。

また、入間川小学校は、プールも太陽熱の利用を行っております。太陽の輻射熱（一点から周りへ放射する）で温室効果、ポリカーボネート材料の透明な屋根、2カ所の開閉式、3シーズン使用可能（5月半ばから9月半ば）、水泳の授業が天候に左右されず実施、土日と夏季休業中は市民に開放し、年間7,000人から7,500人が利用し、地域の開かれた学校づくりを計画実施しているとのことです。入間川小学校の校舎の太陽光発電及びプールの太陽熱の設備工事費は4,935万円で、国の補助金を受けているとのことです。

上田埼玉県知事は、1月13日の記者会見で、急速な景気悪化を受け、地球温暖化対策を景気浮揚と雇用拡大につなげる「埼玉版グリーン・ニューディール政策」の実施など、「緊急経済対策」を発表しました。この中で上田知事は、グリーン・ニューディール政策として、2009年度一般会計予算で、太陽光発電補助制度の新設や「水辺再生100プラン」事業費の倍増を行う考えを示しました。

埼玉県は、平成21年度から本格的に太陽光発電の普及促進に乗り出すとのことです。公共施設への導入では、第一弾として、県有施設である戸田公園管理事務所の屋根に出力20キロワットの太陽光発電パネルを設置します。モデル施設として、地域住民や非営利組織（NPO）と連携したセミナーも開催する予定。県立高校では、浦和高校と大宮武蔵野高校の校舎屋上にも発電装置を設置。今後、さらに設置場所をふやしていく計画とのこと。また、小中学校への導入も促進する計画であります。出力5キロワット以上の発電装置を設置する場合、1,000万円を上限に費用の半分を県が補助し、設備を環境学習の教材として活用してもらうための計画であるとのことです。

上里町でも平成21年度の新年度から、県の太陽光発電普及促進補助制度を利用し、上里町立小学校5校と中学校2校に対して順次毎年1校ずつ太陽光発電の設置を促進し、環境学習の教材に活用すべきと私はと思いますが、関根町長と山下教育長のお考えをお聞かせください。

気象庁によりますと、埼玉県の快晴日数、2005年度では59日で、全国の都道府県で最多だそうです。年間日照時間も2,145時間で8位となっており、埼玉県内の気候の特色を生かし、太陽光エネルギーの有効活用を促していくことや、自然や人に優しい学校づくりを考慮し、太陽光発電の設置について私としては小学校を中学校より優先し、また学校の順番、優先順位としましては耐震補強工事が完了した学校順に設置を実施していただきたいと考えますが、関根町長と山下教育長の見解をお伺いいたします。

(2) 国の学校支援地域本部事業の補助制度利用と学校支援地域本部運営のあり方について。

国の学校支援地域本部事業の補助制度利用及び学校支援地域本部運営事業のあり方と推進について。

1月17日、私は議会文教厚生常任委員会の行政視察研修で東京都杉並区立和田中学校における地域本部活動の概要とその運営などについて視察研修してまいりました。地域社会が昔からよき歴史と伝統の機能を失っていく中で、和田地区には地域で支え、助け合う地域との連携や自立貢献などのよき伝統が息づいています。この伝統を生かし、地域と学校が力強く連帯し、自立支援・貢献を実施しているのが和田中学校地域本部であります。

校舎の中に専用の地域本部の部屋が用意され、大学生のボランティアや在校生・卒業生の保護者、地域住民の方々など数多くのボランティアの人々が出入りし、生徒への“学び”をサポートしています。

和田中学校の学校支援地域本部事業は、図書館の居場所事業からスタートして6年目になります。放課後の図書館居場所づくりからスタートした事業も、毎年少しずつ拡大し、6年目を迎えた平成20年度は、地域住民の方々や元PTAの皆さん約20名が中心メンバーとなり合計11の事業を展開しています。

和田中学地域支援本部が主催する主な「学び」の運営事業を3つ紹介します。

第1番目に、土曜寺子屋(ドテラ)です。宿題や苦手科目の克服などを目的として、大学生や地域の先生と一緒に学び合う場です。

第2番目に、英語特別コースです。英検3級と準2級を目指し、学校の授業と合わせて週7コマの英語教育を実現し、平成20年度は英検2級の合格者を出したということです。この英語特別コースは、当初受講者が10名前後であったが、現在では80名までに達して大変盛況で、逆に受講日程や講師の数の手配などで苦慮しているとのことでもあります。

第3番目として、夜スペです。私塾と提携し、もっと学びたいと希望するすべての生徒に対して多様な学びを提供しています。受講料については、既存の塾や予備校の半額ぐらいの金額で学びのサポートを実施しているそうです。

和田中学校の高校進学校と進学率につきましては、この学校支援地域本部の事業運営が始ま

ってからわずか五、六年ですが、公立の進学校である学芸大附属、東京工大附属、富士、日比谷、戸山、西、駒場など、私立の名門校では早稲田実業、早稲田高等学院、慶應義塾、青山学院、成城学園、中央大学杉並など、その合格・進学した学校を見ると、学力水準の伸びと高さに目をみはるものがあり、感心させられました。

和田中学では学業だけでなく部活動の一部でも地域のボランティアに担ってもらい、生徒の9割近くが8つの体育部と4つの文化部に入部し、部活動に励み、学年の壁を越え、先輩と後輩が同じ夢や目標に向かって努力し、いじめや不登校、非行のない学校づくりを実践しており、和田中学地域本部は学校経営・運営のかがみだと私は思いました。

以上のようなわけで、和田中学の学校支援地域本部の学校支援・協力活動が全国的に注目・評価され、知れわたった影響で、和田中学の生徒数は、平成16年の全校生徒は168名でしたが、5年後の今年度平成20年には390名となり、このわずか5年間で生徒数は2.3倍に増えております。

そこで、文部科学省は、各学校の学習の向上や児童・生徒の放課後学習や生活指導のため、教員不足に悩む学校を支援しようと和田中学が始めた取り組みを参考にし、今年度に約50億円を投じて、鳴り物入りで始めた学校支援事業の目玉事業の出足が鈍く困惑しているとのことであります。文部科学省は、全市町村に少なくとも1つずつ学校支援地域本部の支援拠点を設置する計画でしたが、手を挙げた自治体は半数以下でした。一部では行政主導で規制され、従来善意で学校を支援してきたボランティアの士気が落ちかねないという懸念が根強いことが一因とも言われています。

しかし、一方では、国の学校支援本部事業の補助を受けて手ごたえを感じている学校もあります。東京都小平市立小平第6小学校。習熟度別学習を取り入れた授業で、男性ボランティアが教室を回り児童の質問に答えます。6年前から市独自にボランティアによる支援の取り組みを行ってきた小平市は、国の学校支援本部事業の補助を受けてこれを拡充。小平第6小学校を含め市内に20の本部が学校を助けます。長津芳校長は「しっかりとした信頼関係が築けている」と、手ごたえを感じていると話しています。

今、日本では、ゆとり教育の弊害で公立校のレベルが落ちたとのイメージが世間に広がり、受験準備が小学3年から4年生まで低年齢化されているとも言われています。片や一部の学校では、勉強嫌いの児童・生徒による授業放棄、教師に対する暴力、不登校、いじめ、非行など、さんざんに荒れ果てている学校があります。

このような教育現状を見るとき、上里町は教育宣言の町でもあり、学校全体の学習意欲・学力レベルの向上、規範意識低下の底上げなどをするために、文部科学省の学校支援地域本部事業の導入をお願いしたいと私は思いますが、関根町長、山下教育長のお考えをお聞かせくださ

い。

現在、日本の社会では、世界金融経済恐慌のあおりで景気が悪化し、企業労働者の期間・派遣切り、就職内定者の採用取り消しなど、雇用情勢が日増しに厳しくなっており、厚生労働省では、3月末までの失業者は14万8,000人に達するだろうと発表しており、サラリーマンや自営業者など一般家庭所得の目減りが一段と厳しさを増し、保護者の子供に対する教育の費用負担は、家庭にとってかなりの重荷になってきていると思われます。

和田中学の学校支援地域本部主催の土・日曜日の学習費用は、通常の塾や予備校の半額ぐらいの費用で子供を預かって勉強を教えているとのことで、上里町でも学力向上はもちろんのこと、保護者の学年が上がるごとにふえ続ける教育費用負担の軽減等を考慮するならば、文部科学省のほうから各自治体に学校支援地域本部事業の補助制度の活用を呼びかけてくれるのですから、この制度を利用しない手はないと私はと思いますが、関根町長及び山下教育長の見解をお伺いいたします。

(3) 定額給付金の支給方法と景気浮揚及び雇用創出政策について。

定額給付金の支給方法と景気浮揚・雇用創出政策における消費喚起への工夫について。

政府の第2次補正予算が1月27日成立し、各市区町村は定額給付金の支給に向けて準備を本格化させています。給付金は、2008年度第2次補正予算の目玉施策であります。総額2兆円を全国の市区町村を通じて、申請のあった家庭の銀行口座に振り込む仕組みです。給付額は、標準世帯(夫婦と子供2人)で6万4,000円支給。

3月中旬にも支給が始まる定額給付金について、消費者の約6割が買い物やレジャーなどの消費に使うことが日本経済新聞社のインターネット調査でわかりました。銀行口座への振り込み方式で支給されるにもかかわらず、貯蓄、ローン返済などに回す人は約3割にとどまるとのこと。調査は1月26・27日にNTTレゾントに依頼して実施。全国の20代から60代の消費者1,000人の回答を集計しました。

給付金の使い道を聞いたところ、58%が消費に回すと回答しました。内訳は、日々の出費とは別の「旅行・レジャー、買い物など」の不要不急の消費に使うと答えた人が31%あり、「日々の生活の補てん」に充てるとの回答は27%でした。具体的な使い道で最も多かったのは「食費」の20%、「旅行・レジャー」11%、「家電製品」7%、「外食」6%が続きました。

1999年に配られた地域振興券は、交付額約6,200億円の6割強が貯蓄に回ったことが当時の経済企画庁の調査でわかっています。今回の定額給付金では、「貯蓄・ローン返済など」に充てようと考えている人は29%にとどまります。このうち8割弱は「預貯金」すると回答し、住宅ローンなどの返済に充てる人も2割弱います。株などの「投資の一部に充てる」は5%でした。

景気の悪化で冷え込む一方の消費を刺激しようと、定額給付金の支給に合わせて、全国の自治体が工夫を凝らし、消費拡大につなげようと知恵を絞っています。

埼玉県は、2月4日、市町村の担当者を集めて定額給付金の支給について会議を開いたところ、予想していたとおり質問が相次いだとのこと。自治体によっては、かなり差が出ているようです。本庄市や上尾市は、地元で消費してもらおうと給付金支給に合わせプレミアム（おまけ）つき商品券を発行する計画、一方、まだ本格的な準備に着手せず、模様眺めの自治体も多いようです。

埼玉県内では、購入価格より1割程度多く商品を買えるプレミアム商品券を定額給付金に連動して発行する自治体が相次いでいます。地元商工団体が販売する商品券に補助する形が一般的で、給付金を地元で消費させるねらいです。ただ、プレミアムに加え、抽選による商品を用意したり、発行に係る事務費が発生したりするなど、自治体の負担は小さくありません。

本庄市は、定額給付金の支給に合わせて、10%のプレミアムがつき、抽選で賞品が当たるダブルプレミアムつき商品券「本庄元気チケット」という「本庄市地域産業振興券」（仮称）を発行します。商品券を使えば1万円で1万1,000円分の買い物ができます。本庄商工会議所や児玉商工会が主体となり、500円券22枚つづり（総額1万1,000円）を1万円で販売します。半分の11枚は中小の小売店に利用を限定します。表紙の番号で抽選を行い、大型テレビやパソコン、旅行券などの総額300万円相当の商品が抽選で当たります。商工会議所や商店街と連携して3億3,000万円分を発行する予定で、プレミアム分と当選商品代は本庄市が負担すると言います。販売対象は市内在住、在勤者。市は、地元の消費を活性化させ、町を元気にしたいと期待しております。

熊谷市でも、商品券の発行を計画中とのこと。物販に限らず、タクシーや理容室など幅広い消費分野で利用できるようにする方針にするそうです。

入間市では、入間市商工会が2億2,000万円の商品券を4月から5月に発行する予定。市内の500店以上で利用できるようにします。使用期限は3カ月間とする見込み。

上尾市でも、上尾商工会議所が5月から6月にかけて3億3,000万円の商品券を発行します。印刷費を軽減するため、500円ではなく1,000円券を検討していると言います。上尾市の場合、プレミアム部分3,000万円のほか、発行事業費1,150万円が市の負担となります。

本庄市は、プレミアムの3,000万円を含め約4,300万円の費用を3月定例会で審議する補正予算案を計上するとのこととあります。

埼玉県の全70市町村を対象にした定額給付金に関するアンケート調査によりますと、政府・与党が目指す「年度内（3月中）の支給開始」が可能としているのは5自治体にとどまっています。13自治体が「4月から5月中」、44自治体が「検討中か未定」でした。また、給付金支

給に向け、18自治体が専門部署を設置し、13自治体が既存の部署内に専門に担当者を置いたと回答しました。

上里町は、定額給付金の支給について、政府・与党が考えている年度内の支給開始が可能であるか、あるいは4月、5月中にずれ込むのか、まだ未定なのか関根町長に定額給付金の支給時期についてお聞きかせください。

また、定額給付金支給と同時に、本庄市を初めとする近隣市町が、景気浮揚・刺激施策として地元を対象に商工会議所や商工会と連携して商品券、つまり地域振興券をプレミアムつきで発行予定ということですが、上里町でも近隣市町と同様に地元の消費を刺激、活性化させるために、早急に商工会と協議・連携して地域振興券をプレミアムつきで発行していただきたいと私は思いますが、関根町長のお考えをお聞かせください。

定額給付金支給事業で実施体制の検討を始めた市区町村で、郵送手続や窓口業務で混乱が生じかねない、膨大な事務量に現行体制の職員で対応できるかなど、課題が次々に浮上し、担当者は早くも困惑の体であるとのことですが、上里町では、膨大な事務量に対して専門部署を設置するか、それとも既存の部署内に専門の担当者を置いて事務を行うのか、さらに現行の職員体制だけで対応するのか、それとも臨時職員を採用して対応するのか関根町長にお伺いいたします。

アメリカのサブプライムローンに端を発した世界金融・経済恐慌は、100年に一度と言われ、世界同時不況となって、日本では産業・経済、そして輸出の基幹産業となっている自動車、電気、電子分野の製造業が販売不振に陥り、非正規労働者の解雇が相次ぎ、当初、厚生労働省は平成21年3月末までの失業者数は8万5,000人と発表していましたが、今年1月末になって14万4,800人に増える予想だと修正し、失業者数の深刻さを浮き彫りにし、雇用対策に追われています。

上里町でも、企業の非正規労働者の解雇が数百人規模に達していると聞いておりますので、今回の定額給付金支給事業を契機に、会社を解雇され失業した非正規社員などを臨時職員として少なくとも5人から10人ぐらいは募集・採用して、地域の雇用創出・促進に貢献していただきたいと私は思いますが、関根町長のお考えをお聞かせください。

(4) 上里町立の公園に設置されている遊具の点検と交換について。

上里町立の公園に設置されている遊具の点検と老朽化した遊具の交換と国の補助制度の活用について。

ブランコや滑り台など全国の公園に設置された遊具(約43万7,000台)のうち、53%が設置後15年以上経過して老朽化のおそれがあることが、1月9日、国土交通省の調査でわかりました。同省は「金属製遊具はおよそ15年を超えると破損などの危険が高まる」としており、点検

頻度を高めたり、国の補助制度を活用して交換したりするといった対応を自治体に求めています。調査は、遊具のある公園を管理しているすべての地方自治体と国営公園事務所、計1,443団体に昨年実施しました。

設置後15年以上たっている遊具は約23万4,000台あり、種類別ではブランコ、滑り台、鉄棒の順に多かったとのことです。設置後15年以上の比率は、ジャングルジム（64.1%）や回転塔（61.8%）が高かった。国土交通省によると、公共事業が盛んで、子供の数が最も多かった1970年から80年代に整備された公園が多く、そのころ設置された遊具が老朽化していると言います。

一方、同省は、専門家らによる定期点検を年1回実施するよう求めています。年1回未満しか行っていない団体が14.8%（214団体）ありました。214団体は、職員による日常的な点検も月1回未満しかしていなかったとのことです。

遊具は木製で10年程度、金属製で15年程度を超えると老朽化による危険度は上がるといい、同省は改めて点検の徹底を求めています。一定要件を満たせば、遊具交換費用の半額を国が補助する新制度を来年度から設けられることから、古くなった遊具の更新を促しています。同省によりますと、2007年度までの5年間で、老朽化などが原因で子供らが全治30日以上のがをした遊具の事故は45件発生、このうち大阪市では、2007年9月、老朽化したブランコの鎖が外れて小4男子が落下し、左腕を骨折しています。

上里町では、公園に設置してある遊具の定期点検を年に1回以上実施しているか、また職員による日常的な点検も月1回以上しているか、さらに、上里町立の公園は何カ所あり、その中で公園に遊具の設置されている公園は何カ所か、幾つの遊具が設置されているか、関根町長にお伺いいたします。

また、現在、公園に設置されている木製で10年以上、金属製で15年以上の老朽化して危険度が高く交換を必要とする遊具は、どんなものが、何カ所で、幾つあるのか関根町長にお伺いいたします。

交換が必要な遊具につきましては、国の補助制度を利用して早急に交換していただきたいと思いますが、関根町長のお考えをお聞かせください。

これで1回目の質問を終わらせていただきます。

議長（桜井 彪君） 6番新井實議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 新井實議員の質問に対してお答えをさせていただきたいと思っております。最初に、上里町立小中学校への太陽光発電の導入と普及促進について。

の上里町立小中学校への太陽光発電の導入と子供への環境教育及び環境学習の教材としての活用をすることについての御質問でございます。

文教厚生常任委員会で視察研修されてきた施設の太陽光・風力発電及び環境学習内容については、私もこれからの環境学習に大変必要なことと思っております。

町では、エコスクールとして、各小中学校でグリーンカーテン、学校ファーム事業を行っております。水力発電の事業につきましては、国に対して神流川沿線の国営事業に要望している段階でございます。

今後、環境学習を計画するに当たり、環境に優しい太陽光発電の設置について、各学校の施設状況を調査、整備、改修を含めて研究をさせていただきたいと思っております。環境問題は、全世界で取り上げている課題でありますので、上里町でもこれからも調査・研究を推進してまいりたいと思っております。

御質問の太陽光発電の設置については、学校施設全般のこととなりますので、耐震化、アスベスト対策、修繕・補修等終了後、厳しい財政状況であります。小中学校の優先順位を決めて進めていきたい、このように考えております。

環境学習の教材として活用することにつきましては、教育に関するところでございますので、教育長から答弁をさせていただきたいと思っております。

次に、2番の国の学校支援地域本部事業の補助制度利用と学校支援本部運営事業のあり方について。

国の学校支援地域本部事業の補助制度利用及び学校支援地域本部運営事業のあり方と推進についてという御質問でございます。

学校教育は、地域社会の支えなくして成り立たないものと考えております。ですから、文部科学省で進めている学校支援地域本部事業につきましては、新井議員御指摘のとおり、大変意義深いものであると考えております。

上里町におかれましては、すべての小中学校に学校応援団が組織され、多くの地域住民の方から学校教育活動に対して御支援をいただいております。名称は違いますが、町内すべての学校に、杉並区立和田中学校と同じような学校支援地域本部が設置されていると聞いておるところでございます。

新井議員御質問の国の補助制度の利用・運営のあり方につきましては、教育に関するところでございますので、教育長のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

次に、3番の定額給付金の支給方法と景気浮揚及び雇用創出政策について。

の定額給付金の支給方法と景気浮揚、雇用創出における消費関係の工夫についての御質問でございます。

初めに、政府与党が考えている定額給付金の年度内支給についてお答えをさせていただきたいと思います。

国における本件の平成20年度補正予算は、国会の審議を経て1月27日に予算が成立しております。しかし、財源の確保に伴う関連法案が衆議院で可決し、参議院に送られ、昨日否決され、同日衆議院で再議決をされ、成立いたしましたわけでございます。このような状況を踏まえ、町においても定額給付金に関する予算の伴わない部分の事務準備を進めておりますが、予算措置の必要なものについては、本日提出いたしました町の補正予算には計上いたしておりません。関連法案が可決したので、町は、追加で、国の2次補正予算関連法案に関連する補正予算をお願いする予定であります。

したがって、国会等の状況を踏まえると、政府・与党が考えている定額給付金の年度内支給は誠に残念ながら困難な状況であります。このため、町では平成20年度中に事務処理を行う部門の2月1日の基準リストの作成や給付金の申請書の作成等、基準日以降の移動処理を行い、平成21年度4月に入り中旬には申請書の送付を行い、申請書の受け付け開始、書類確定審査を行い、書類の整った分から随時給付金の給付をしてみたいと考えております。

現在のスケジュールでは、申請書を4月に発送いたしまして、町民から申請書が一度に大量に提出されることが見込まれ、第1回の振り込み処理は、おおむね5月の中旬となるものと思っております。

次に、御質問の地域消費拡大の施策としては、プレミアムつき商品券の発行を考えております。

これに関しましては、昨年12月に深谷市で発行され、本庄市、入間市、熊谷市、美里町でも発行を計画しているとのことでございます。上里町でも地域経済と商業の活性化を図ることを目的に、プレミアムつき商品券を発行していきたいと考えております。

プレミアムつき商品券発行の実施主体は、上里町商工会にお願いをして発行総額は5,500万円、販売総額は5,000万円とし、その10%に当たる500万円を上乗せ方式のプレミアム分とする考えです。町といたしましては、プレミアム分の500万円と商品券の印刷代と事務費分の約2分の1程度の100万円、合計600万円を商工会に補助していく考えであり、これに関連する予算追加補正で提示をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

プレミアムつき商品券については、広く町民に利用され、その経済効果等が上がるよう、実施に当たっては商品券の種類、販売形式、販売限度額、販売期日、利用期間等について実施主体の商工会と十分協議をし、詳細な商工会の事業スケジュール等が確定次第、広報等で行ってみたい、このように考えておるところでございます。

次に、これらの事業のうち、定額給付金交付事務につきましては、申請書の受け付け開始の日から6カ月の事務期間となりますので、総合政策課政策係が総合窓口になり、各課の応援体制や人材派遣委託と雇用対策により臨時職員等の採用を行い、万全な体制を整え、町といたしましても雇用の創出・促進にも対応していきたいと、このように考えておるところでございます。

次に、4番の上里町立の公園に設置されている遊具の点検と交換についての御質問でございます。

御質問の上里町立の公園に設置されている遊具の点検と老朽化している遊具の交換と国の補助制度活用について、でございますが、町立の公園は、都市公園が5カ所、都市公園以外の公園が10カ所、開発行為による新設された公園が9カ所、緑地6カ所、地域の身近な公園として子供たちの活動の場として児童遊園が29カ所で合計59カ所の維持管理を行っておるわけでございます。

公園に設置してある遊具の点検は、専門家による点検は実施しておりませんが、職員により年1回の実施、職員による日常的な点検は、児童遊園を除く都市公園等は月1回を行っております。

また、平成19年10月には、児童遊園の遊具の老朽化など安全性に問題がないか、一斉点検を実施しました。この結果、ブランコ、滑り台の塗装の劣化等が確認されましたので、計画的に補修を行っております。公園の中で、遊具の設置されている都市公園はすべての5カ所、都市公園以外の公園10カ所中の4カ所、開発行為による新設された公園は9カ所中の6カ所、児童遊園はすべての29カ所となっております。

遊具の種類につきましては、都市公園で主なものとして、金属製では滑り台4カ所、ジャングルジム2カ所、スプリング遊具3カ所、ブランコ2カ所、木製ではターザンロープ2カ所、ジャングルロープ2カ所、都市公園以外の公園で主なものとしましては、金属製では鉄棒が2カ所、滑り台が1カ所、ブランコが1カ所、開発行為による新設された公園で主なものとしましては鉄棒が6カ所、児童遊園で主なものとしてはブランコが29カ所、鉄棒が25カ所、誘導板21カ所の遊具が設置をされております。

現在、公園に設置されている木製で10年以上経過しておる遊具は、都市公園が2カ所、都市公園以外の公園1カ所であり、開発行為による新設された公園、児童遊園はありません。また、金属製で15年以上経過している遊具は、都市公園で2カ所、都市公園以外の公園で1カ所、開発行為による新設された公園で6カ所、児童遊園では29カ所となっております。老朽化して危険と思われる遊具は、木製ではターザンロープ2カ所、金属製ではスプリング遊具1カ所となり、いずれも小規模な修繕・交換で対応が可能であり、今後、遊具の修繕・交換を進めていき

たいと思っております。

御指摘のとおり、国の補助金制度の導入につきましては、大規模な都市公園等を対象としていると思われ、先般の平成21年1月4日の東京新聞でも取り上げられましたように、遊具更新費を半額補助する制度で、平成21年度から5年間の時限つきで実施する都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業として実施する予定であります。

また、さきに述べた事業の実施につきましては、町が公園施設長寿命化計画の策定をしていきませんと国の補助事業の導入ができませんので、県の指導を仰ぎながら検討をしてみたい、このように考えておるところでございます。

議長（桜井 彪君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 山下武彦君発言〕

教育長（山下武彦君） 新井議員御質問の（1）上里町立小中学校への太陽光発電の導入と普及促進についてのうち、上里町立小中学校への太陽光発電の導入と子供への環境教育及び環境学習の教材として活用することについてお答えします。

エコスクールへの取り組みを通じた環境学習は、児童・生徒の体験学習として時宜を得たものであると教育現場から高く評価されています。太陽光発電等の事業については、NPO法人の独立行政法人NEDOが地域新エネルギー等導入促進事業として行っています。また、議員御指摘の県内で実施されている太陽光発電事業は、県が試験的に行っているものであります。埼玉県では、平成21年度から実施する普及促進のための補助事業は、3月の定例県議会に上程するとのことであります。

現在、エコスクール、環境教育としての取り組みは、上里の小中学校では事業の一環としてグリーンカーテン、学校ファーム等を実施し、その事業費は補助金で対応してまいりました。これからの教育現場に太陽光発電のような施設が装備されますことは、教育効果を高めるものと思います。今後、これらの環境に配慮した設備について、県の補助事業やNPO法人の事業内容を調査・研究してまいりたいと考えています。

次に、国の学校支援地域本部事業の補助制度利用と学校支援地域本部運営のあり方についてのうち、国の学校支援地域本部事業の補助制度利用及び学校支援地域本部運営事業のあり方と推進についてお答えします。

埼玉県教育委員会では、学校の活性化と家庭や地域の教育力の向上を図る事業を重点的に展開しています。その1つが、学校応援団推進事業です。この事業は、県教育委員会が施策上の名称として用いているもので、新井議員御指摘の文部科学省が推進している学校支援地域本部事業と同様のものであります。上里町教育委員会といたしましては、この学校応援団推進事業

を積極的に推進するよう小中学校に指導しております。

埼玉県教育委員会が行った学校応援団の組織状況に対する調査によりますと、平成20年12月1日現在、学校応援団の組織率は、全県で小学校は58.5%、中学校は30.5%となっておりますが、上里町につきましては、全校で学校応援団が組織されており、小学校も中学校も組織率100%となっております。つまり、上里町のすべての小中学校には、呼び方は異なりますが、杉並区立和田中学校と同様に学校支援地域本部と言える組織ができていると考えられます。

この学校応援団の皆さんは、学習への支援、安全・安心への支援、環境整備への支援、学校行事・校外学習への支援、生徒指導への支援、部活動への支援というようにさまざまな分野で学校を支えてくださっています。

具体的に申し上げますと、家庭科の授業でミシンを使用するときに授業に入って教師の補助をしてくださる方、本の読み聞かせをしてくださる方、登下校時のパトロールや通学路の点検等で児童・生徒の安全確保に力を尽くしてくださる方などがいます。また、生活科や総合的な学習の時間で校外に出て学習する場合がありますが、その際に引率として手伝ってくださる方、樹木の剪定、校庭の除草、遊具のペンキ塗り、学校図書館の整理等をしてくださる方もいます。このように多くの地域住民の皆さんが学校を支援してくださっています。

現在、学校応援団に登録してくださっている方の総数は、807名になります。1校平均で100名を超えるわけですから、組織的には杉並区立和田中学校よりも大きく、内容も多岐にわたっているのではないかと思います。和田中学校のような土曜寺子屋や夜スぺのような全国から注目を浴びる取り組みはありませんが、どの支援も学校の大きな支えとなっていることは確かです。

さて、新井議員御指摘の国の補助制度を積極的に利用すべきではないかという点についてお答えします。

現時点で、国の補助制度を見送っている理由には2点がございいます。

まず1点目として、補助金はいつまでも続く保証はないという点です。ただいま御説明いたしました学校応援団807名の皆さんには、ボランティアとして全員無償で御支援いただいております。国の補助制度を利用しますと報償費等を計上する必要が生まれますので、長い目で見ますと、補助金を利用するよりも現在のように無償のボランティアとして御支援いただくほうがよいと考えています。

2点目として、学校応援団は学校と密接に結びつき機能的であることが何よりも大切であると考えています。国の補助を受けますと、現在7校にある学校応援団をつなぐ連絡協議会を立ち上げる必要が出てきます。大きな組織となりますと、どうしても連絡や調整のための会合が増え、それぞれの学校でせっかく機能している支援活動に支障が出てくるのが懸念されます。

以上のような理由で、現在、国の補助制度を利用していないわけですが、国のこの事業への取り組み方針も毎年少しずつ変わってきていますので、今後も国の動向を注視してまいりたいと考えております。

議長（桜井 彪君） 新井實議員。

〔 6 番 新井 實君発言〕

6番（新井 實君） どうも本当に関根町長、そして山下教育長の、私の質問に対して本当に詳細、細かいところまで気配りした答弁をいただきましてありがとうございます。

何点か再質問させていただきます。

最初に、第1番目の上里町立の小中学校の太陽光発電の導入と子供への環境学習の教材として活用することについての問題であります。

先ほど、上里町の小中学校では、まだ太陽光発電は使ってはいないけれども、ほかの形で、エコスクール関係の学習はグリーンカーテンだとかそういう形で行っていると、そういうお話をしていただきましたけれども、それと、教育長は先ほど太陽光発電の補助制度のことを答弁してくれましたけれども、埼玉県の学校施設等エコ改修支援事業補助金は去年から始まって、何か今年は、埼玉県全体で1,500万円ということは、最高額の500万円補助を出すと3件の事業資金ぐらいしかないという話を、私が県に問い合わせしましたらそんなことを言っておりました。だから、今年度は、2件、3件では県の補助金を使えることは非常に厳しいのではないかと、そういうことをおっしゃっておられました。

また、その中で、県のほうで御紹介していただいたのは、先ほども教育長が言っておられました地域新エネルギー等導入促進事業、いわゆる経済産業省関係のN E D Oですか、そのほかにあと、これは環境省の関係で地球温暖化を防ぐ学校エコ改修事業ですか、こういうものが環境省の中の担当は総合環境政策局環境教育推進室で、平成21年度予算額は3億9,000万円があるそうです。

それと、地方公共団体対策技術率先導入補助事業、これも環境省の担当は地球環境局地球温暖化対策課、これは平成21年度予算額9億円。

それから、あと東京電力関係のグリーン電力基金というのですか、こういう民間のG I A C、グリーン電力基金事業推進というような形のものもあるようなお話をお聞きしました。

それで、そういうことを総合的に一つのあれではだめだから、できることなら私が今申し上げたものを並行して補助金申請を一括した中で受けられるものに対する、いずれにしても地元では半額は持たなければならないから、あとの補助金を出してくれるところを足してやる、そういう方法が一番やるとすればいいのではないかと、そのようなことをこの間お聞きしましたらおっしゃっておられましたので、今後、太陽光発電の導入については、そういう幾つかの県

と国の、または民間の補助金制度の導入を早急に考えて、検討して、ぜひとにかく上里町に1校でもいいから、早く太陽光発電の実践的な環境教育並びに学校の環境学習ができるように、私はぜひお願いしたいと思います。

そういうことで、今私が言ったことについて、今後、今年、来年に対して、山下教育長の太陽光発電の導入に対する考え方をちょっと一応お話ししていただければと思うのですけれども、よろしくをお願いします。

議長（桜井 彪君） 教育長。

6番（新井 實君） すみません、町長、答弁をよろしくをお願いします。

議長（桜井 彪君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 先ほどもお話を申し上げましたけれども、町でもエコスクールとして、各小中学校にグリーンカーテンや学校ファームなどを行っておるわけでございます。そういった中で、太陽光発電の設置につきましては大変いいことであるというふうには思っておるところでございますけれども、また今耐震化やアスベスト調査や学校の修繕・補修、そういうものも使っておるわけでございますから、その優先順位として、そういうことが終わったら手を挙げていきたいと。これ100%補助金であるということであれば、率先して取り組んでまいりたいと思うわけでございますけれども、まだまだそこまで手が届かないというのが実情であるというふうに御理解を賜りたい、このように思っております。

議長（桜井 彪君） 新井議員。

〔6番 新井 實君発言〕

6番（新井 實君） もう1点だけ、すみません、関根町長にお伺いしたいのですけれども、先ほど定額給付金関係の私の質問に対して、基本的に4億8,000万円ぐらいの定額給付金が町におけると。そういう中で、プレミアムつき商品券も町としては考えていくと、そういう御答弁いただきましてありがとうございます。

それと同時に、もう一つ、町でもし定額給付金の受け取り辞退者が出たような場合に、定額給付金の辞退者が寄附できるような、仮称ですけれども、緑の窓口みたいなものを設置して、それで、そういうことに対しまして、例えば社会福祉協議会にそれを寄附して、生活の大変な人の支援だとか、また町で目的を公募して、それは集まる額によってですけれども、公募して町民の意見を聞いて、寄附していただいた方を、公募して使用方法が多いものに使用するとかそんなような考えがもし私はしてもらえたらとも思うのですけれども、関根町長のちょっとそれに対するお考えをお聞かせください。よろしくをお願いします。

議長（桜井 彪君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 定額給付金の辞退者について、そういう寄附を積極的にしたいという方があれば、受けさせていただきたいというふうに思うわけですが、その辞退する方がこういうものに使ってくださいというふうなお話があれば、それらも検討していかなくてはならないというふうに思っておるところでございますけれども、今後、そういう方が出ましたら、検討してみたいというふうに思っております。

議長（桜井 彪君） 時間ですので、新井實議員の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

午前10時40分休憩

午前10時53分再開

議長（桜井 彪君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（桜井 彪君） 一般質問を続行いたします。

13番桜井正議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） 13番の桜井正でございます。

私の質問は、通告に従いまして、1つは、経済不況と中小企業支援について、2点目といたしまして、子供医療費の無料化を拡充することについて、3点目は、介護保険料の見直しについて、4つ目は、後期高齢者医療制度につきまして質問しますので、町長の答弁をお願いいたします。

まず、1といたしまして、経済不況と中小企業支援についてお聞きをいたします。

その 1といたしまして、地元中小零細企業支援についてお聞きいたします。

アメリカ発の金融危機は、世界経済の大混乱を引き起こし、日本経済にも深刻な影響を与えています。上里町におきましても、自動車関連企業や下請会社、中小企業などでは大変な事態になっております。こうした状況の中で、上里町においても中小企業支援は重要な課題であります。

平成14年12月24日に制定いたしました埼玉県中小企業振興基本条例によると、埼玉県は事業所のほとんど中小企業が占める中小企業立県であり、中小企業が本県経済の基盤をなしていると。これまで、中小企業は生産・流通など、経済活動の全般にわたって重要な役割を果たすとともに、地域の経済と雇用を支えてきました。中小企業の振興は、単に中小企業だけでなく、経済・産業と県民生活全体に関わる課題であります。

しかし、景気が低迷する状況の中で、中小企業は極めて厳しい経営環境にあり、経営の安定と活力の回復を図るために効果的は支援を行う必要があると。活気あふれ、生き生きと躍動する埼玉を築くため、基盤となる足腰の強い意欲ある中小企業を社会全体で育てていくことが重要であると。ここに中小企業政策を県政の重要な課題として位置づける中小企業基本法第6条に定める地方公共団体としての県の責務を果たすため、この条例を制定するとなっているところであります。

そこで、お聞きしたいことは、上里町においてもほとんどが中小零細企業であり、昨年来からの未曾有の不況の中で大変な事態にあることでもあります。そうした中で、100年に一度とも言われるこの大不況を乗り切るために、町として、地元の中小零細企業に対してどのような支援をするのか、具体的な支援策をお聞きするものであります。

これは、過日の毎日新聞に載った記事であります、もう既に町長は読んでいると思いますが、ご覧ください。

次に、2つ目の地域の活性化についてお聞きをいたします。

関根町長になってから上里ふれあい祭が実施され、毎年1万人からの人たちでにぎわっております。ふれあい祭は、確かににぎわっていますが、年に1回であり、ボランティアとしてバザーに参加した人たちは喜んでいますが、地域の活性化や商店の活力にはまだなっておりません。それでも、町としてせっかく取り組んでいることなので、もう一步前進させて商店街でやるとか、年に1回でなく、朝市だとか日曜市だとかフリーマーケットなど、恒例化できないものでしょうか。

商店街といってもそれらしき場所は、今はありませんが、20年ほど前までは神保原駅前には商店が連なっていたところであります。ジャスコの出店や後継者などで今ではほとんど閉鎖しておりますが、それでも何とか頑張っている商店もあります。また、新たにやりたい人たちもいるかもしれません。地域の活性化のために、町も、もう少し努力をすべきではないでしょうか。

その具体策として、3つ目に朝市、青空市、バザー等についてお聞きをするものであります。

かつてはジャスコの駐車場で商工会祭りなどをやり、神保原地域も多少にぎわいもありましたが、今ではジャスコも撤退し、全くにぎわいらしきものはありません。神保原駅前には、東側が町の通勤者用の駐車場になっており、西側には交番とトイレがあり、その裏には自転車の駐輪場があって、そこは町の公園として地域のお年寄りが何人か利用しているようであります。

その場所は、十数年前に町がJRから数千万円で購入した土地であり、10年間かかりやっと返済が終わったばかりであります。そんな思いで購入した土地・場所なのに、有効活用しているようには見えませんし、その公園があること自体ほとんどの方が知らないのではないのでしょうか。そこをもっと活用して、地域の活性化のために朝市とか日曜市だとか、あるいは青空

市、バザーなどできないものでしょうか。多くの町民がその場所を知り、活用すべきではないでしょうか。

上里ふれあい祭は11月なので、半年ずらして4月から5、6月あたりに実施することにし、定例化するとともに、年に1回だけでなく毎月できるようにすれば、地域の活性化にもなるのではないかと思います。町長の考えはどうなのかお聞きをするものであります。町長の答弁をお願いいたします。

2点目といたしまして、子供医療費の無料化を拡充することについて。

その1つは、子供医療費を小学校卒業まで無料にすることについてお聞きをいたします。

子供医療費の無料化については、昨年一般質問しましたが、このたびもまた質問いたします。特に、小学校6年生まで無料にすることは、隣の本庄市や美里町でも実施することなので、上里町でもぜひ実施していただきたく再度質問するものであります。

子供医療費の無料を小学校6年生まで延長することについてですが、寄居町や皆野町など近隣でも実施していますし、何よりも県自体が小学校入学前まで、6歳まで医療費を無料にすることになったので、町独自で実施してきた6歳までの医療給付費がなくなるので、その分を小学校卒業までの12歳まで延長していただきたいというものであります。

なお、群馬県や県内でも熊谷市など13の市町では、中学校卒業まで、15歳まで無料にしているようであります。その具体的な内容として、次に、本庄市は小学校卒業まで、平成21年度中にやると。そして、群馬県では中学校卒業まで、平成21年10月より無料化するということとなります。

去る2月6日に児玉郡の議長会主催による議員の研修会が行われ、本庄市長が講師として講演をいたしました。そこでの通知の中でもありましたが、本庄市では平成21年度中に小学校卒業まで子供医療費を無料にするのだと、こう思って発表しようと思ったら、その前の日に、群馬県では平成21年10月から無料になるんだ、こういうことが新聞で報道されたところであります。

本庄市長としては、21年度の当初予算には計上したものの、児玉郡の各町でも歩調を合わせたいので、期日は明らかにしていないということのようでありました。美里町でも、本庄市に合わせて子供医療費の無料化を12歳まで、小学校卒業まで実施したいとのことですが、上里町はどうなのか、いつから実施するのか、本庄市に歩調を合わせられないのか、この点についてお聞きをするものであります。

先ほども触れましたが、上里町でも関根町長就任と同時に6歳までの子供医療費はいち早く無料にしてきたわけでありましたが、今では県自身が6歳まで無料にしたので、町独自の子供医療費無料化に伴う支出はなくなったことと思っておりますので、その予算を今度は12歳まで、さらに

6歳延長して小学校卒業するまで、12歳まで延長していただきたいと。これをいつから実施するのか。本庄市や美里町にぜひとも歩調を合わせてやって欲しい。本庄市も強くそれを望んでいるようではありますが、町長の答弁をお願いいたします。

3つ目は、窓口一時立て替え払いをなくすことについて。

この件につきましても以前に質問いたしましたが、昨年4月から、子供医療費については6歳までは本庄・児玉郡市内でも医科・歯科・保険調剤薬局で医療行為を受けた場合、保険医療の自己負担分について窓口での支払いが不要になったようであります。大変ありがたいことでもあります。

ところが、上里町の住民は、本庄・児玉郡内の医療機関での診療は40%ぐらい、このように聞いております。60%ぐらいの人たちは、県外、特に隣の群馬県の医療機関に入院あるいは通院しているという話も聞いているところであります。とりわけ群大病院、高崎国立病院、循環器病院、伊勢崎市民病院、藤岡総合病院、こういったところにかかっているという話をお聞きしているところであります。また、群馬県や埼玉県内の多くの自治体でも乳幼児医療費の窓口払いを廃止しているようであります。

そこで、窓口支払いの廃止を今実施してもらっている本庄・児玉郡市内の医療機関だけに限らず、群馬県、あるいは近隣、深谷、熊谷くらいまで窓口の一時立て替え払いをなくしていただくよう御努力をお願いしたい。またあわせて、これから12歳まで医療費を無料にさせていただく際には、これらもあわせて、本庄・児玉郡市だけに限らず近隣の医療機関でも窓口での一時立て替え払いをしなくて済むように、そうした制度にぜひお願いしたいと。町長の答弁をお願いするものであります。

次に、介護保険料の見直しについて。3点目であります。

介護保険制度は、この4月に2000年の制度開始から10年を迎え、今まで2回改定されてきましたが、3年ごとに見直すと言って制度を見直すのですけれども、その見直しのたびごとに保険料が上がってきたわけです。全国平均の基準額でも連続値上げでありますから、ほとんどのところが見直しと言っては値上げをする、見直しと言っては値上げをする、そういった形で2回見直しするごとに連続して値上げがされてきたわけであります。

しかしながら、今度の見直し、3回目になります。この4月の見直し・改定では、保険料を値上げするのではなくて、見直しによって値下げをする、そういう自治体が多いようであります。これというのも厚生労働省がそうした通達を出しております。これが厚生労働省の通達の文書であります。要するに、介護給付費基準基金を取り崩して、保険料の値上げはやめるよという通達が厚生労働省から出ているようであります。それというのも、政府自身が、4月から介護報酬を3%引き上げる、それに伴って保険料を上げてはだめだと、そういう通達を

出しており、これまで自治体に対して厳しく一般会計からの繰り入れはするなという禁止してきたのを、政府自身が介護保険会計へ一般会計から1,154億円繰り入れを決めたこと・政府自身が一般財源から国保会計に繰り入れをする、だから地方自治体においては基金を取り崩して値上げはしないように、そういう通達を出しているからこのようであります。

そこで、お聞きしたいことは、上里町ではどうなのでしょう。介護保険料はどうなったのでしょうか。厚生労働省の指示のとおり、据え置きあるいは値下げなのでしょう。それとも厚生労働省の指示に逆らって値上げをしたのでしょうか。そして、今、上里町の介護給付費準備基金はどうなのでしょう。もう既に取り崩していないのか、まだ基金があるのか、あるとすれば幾ら残っておられるのか、基金の取り崩し状況と今回の見直しによる介護保険料、幾ら基金を取り崩して、今までの幾らの保険料を幾らに改定したのか、その説明をお願いするものであります。

次に、介護サービスについてお聞きをいたします。

上里町における介護サービスの利用についてはどうなっているのでしょうか。すなわち、介護認定はされたのに、利用料が払えないためにサービスを受けられない人たちがどのくらいいるのでしょうか。

まず、各所得階層別の介護認定者数はどうなのか。第1階層は何人認定されており、何人が、どのようなサービスを受けているのか、第1、第2、第3、第4、第5、第6階層についてのこういう表があると思うんですが、第1階層が平成20年度は49人ですが、第2階層が846人、第3階層が824人、第4階層が2,498人、第5階層が591人、第6階層が394人、この人たちの認定者数、そして認定された人がどういうサービスを受けているのか、要するにサービスを受けられない人がいたのかどうか、その辺の答弁をお願いしたいと思います。

そして、3点目の安心して利用できる介護制度についてお聞きをいたします。

日本共産党は、去る2月9日、介護保険10周年を迎えるに当たっての提言として、「だれもが安心して利用でき、安心して働ける介護制度への抜本的見直しを求めます」という提言を発表いたしました。

要約いたしますと、保険料、利用料を減免して、経済的理由で介護を受けられない人をなくすのだ、経済的に耐えられない人には負担を求めない。保険料などは応能負担に改める。

2つ目は、介護取り上げ、保険あって介護なし、こういう制度は改める。要介護認定制度を廃止して、現場の判断を尊重する。ケアマネジャーの支援・育成。軽度者からの介護取り上げをやめる。特養ホームなどの緊急の基盤整備5カ年計画、食費・居住費の全額自己負担をやめるのだと。

3点目としては、労働条件の改善で人材不足の解消、雇用創出を図る。

4点目は、高齢者の生活支援や健康づくりに自治体が責任を果たす。公的介護制度の改善は安心と雇用を生み、経済も発展させる。

こういう提案であります。そして、今世界的に未曾有の経済不況の中で、この不況から脱出する新たな内需とは、この雇用保険を活用して福祉の分野で新たな雇用を生み出す、そういう制度のようであります。このような介護保険制度の見直しについて、町長はどのように考えるのか、町長の考えをお聞きしたいところであります。答弁をお願いいたします。

最後に、4つ目の後期高齢者医療制度についてお聞きいたします。

1つは、人間ドックへの補助金についてお聞きをいたします。

昨年4月から始まった後期高齢者医療制度は、75歳以上の人を後期高齢者と決めつけ、別枠の保険に囲い込む、年齢で差をつける医療制度で、世界でも例がありません。また、75歳以上の方が全員強制加入させられ、容赦なく保険料は年金から天引きされます。1年間払えないと保険証を取り上げてしまうという大変ひどい医療制度で、埼玉医師会や全国30都道府県医師会が異議や批判をしており、全国の多くの地方議会が制度の見直しや廃止などを求めて意見書を上げております。

この後期高齢者医療制度は、2006年6月に自民党・公明党の与党が強行成立させた医療改悪の中の一つ、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づくものですが、さまざまな問題点が指摘されております。そして、この制度をつくった目的は、高齢者の医療給付費の伸びを抑制することで、2015年に3兆円医療給付費を削減する計画ですが、そのうち2兆円を高齢者分の医療給付費を、2025年には8兆円のうち5兆円をこの高齢者の医療費を削減しようというのが厚生労働省の計画のようであります。

この制度をつくったのは政府・与党ですが、保険料を決めたり、医療費の支給や保険証の交付などを行う保険者は後期高齢者医療広域連合、各都道府県にあります広域連合であります。こうした中で、各市町村でも何とか高齢者の負担を軽減したり、独自に予防医療を充実させる動きも出ております。

そこで、お聞きしたいのは、75歳以下の人たちが加入している国民健康保険では人間ドックへの補助金を出しているのに、75歳以上の高齢者が加入する後期高齢者医療制度では人間ドックへの補助金がないわけでありまして。予防医療のためにも、国保同様に補助金を出すべきではないでしょうか。答弁をお願いいたします。

そして、2つ目は、健康診査について。

後期高齢者の健康診査についても、本人一部負担金の軽減や診査項目拡充については、各市町村に委ねるということで、草加市や川越市、さいたま市などが一部負担金の800円を無料にしたり、人間ドックへの補助金も行っている自治体もあるようです。

上里町では、どうなのでしょう。この健康診査への負担はあるのでしょうか、ないのでしょうか。上里町でも後期高齢者の負担を軽減したり、予防医療を充実していく必要があるのではないのでしょうか。町長の答弁をお願いするものであります。

上里町でも、この後期高齢者医療制度ができる前までは、国民健康保険で、無料で健康診査をしていたようですが、この制度ができたことによって国民健康保険から外され、75歳以上の後期高齢者の人は有料にされ、今では、1人800円徴収しているというように聞いているわけですが、どうなのでしょう。

埼玉県全体では、38の市町がこの800円を徴収しない、無料にしている。800円を徴収しているのが32の市町、近隣では行田市、深谷市、寄居町、美里町、秩父市及び周辺の秩父郡の各町等が無料のようであります。

厚生労働省では、後期高齢者医療制度の健診事業の推進のために、各都道府県に対して財政支援を要求しているとのこととあります。これが、その要請文ということです。

上里町でも、後期高齢者の健診率の向上のために無料にすべきではないのでしょうか。町長の答弁をお願いいたします。

そして、いよいよ最後ですが、3点目の後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書についてお聞きをいたします。

75歳以下の人も現役世代の人たちにも支援金という形で負担が増える、負担を増やすのがこの後期高齢者医療制度であります。国・県・町等が50%負担し、現役世代が40%負担し、75歳以上の高齢者が10%負担するこの後期高齢者医療制度は、大変悪い制度であります。舛添厚生労働大臣も抜本的な見直しが必要だと、このように発言しているところであります。町長及び町としては、このような後期高齢者医療制度についてどのように考えているのでしょうか。私は廃止すべきだと思います。行政の末端で住民の窓口を担当する立場として、どのように考えておられるのかお聞きをするものであります。

以前の質問のときの町長の答弁によると、自民党本部から、この後期高齢者医療制度についてどう思いますかというアンケートが来たので、良くないという回答をしたという答弁がありました。そのときにも、自民党本部に言ってもなかなか直してくれないから厚生労働大臣にじかに回答を出してほしいと、そういうふうに要望したわけですが、町として、国に対して、自民党でなく政府関係機関に対して、この後期高齢者医療制度についての意見書を、どのような意見を上げたのか、今後どうした意見書を上げていくのか、町長の考えをお聞きしたいと思います。答弁をよろしくお願いいたします。

議長（桜井 彪君） 13番桜井正議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 桜井正議員の質問に対してお答えをさせていただきます。

まず最初に、経済不況と中小企業支援のうち、 の地元中小零細企業支援についてであります。町では、地域経済の活性化や地元中小企業者の育成・支援策として住宅リフォームに対する補助制度や小規模改善工事登録制度を行って、地元中小企業者等を支援しているところでございます。

住宅リフォームに対する補助は、昨年の12月補正で13件分、金額にして65万円を新たに追加し、20年度を合計すると38件分、金額にすると195万円となります。町が発注している小規模修繕工事登録制度でも32の業者の登録があり、平成19年度の発注件数は114件、金額にして1,018万円余りとなり、平成20年度分についてもまだ集計が取れておりませんが、平成19年度と同じ程度の発注があるものと思われ、地元中小企業者への支援策の一つになったものと考えております。また、セーフティーネット保証の認定件数も今現在で70件となっており、中小企業の皆さんの資金繰りに役立っているものと考えております。

次に、埼玉県における中小企業支援策としては、事業承継相談実施事業、小規模企業応援事業、地域資源活用促進事業、経営革新支援フォローアップ事業など多くの支援策を講じているところであります。今後は、町商工会とも連携をし、制度資金の貸付係やセーフティーネット保証のPRや認定の迅速化など、中小企業支援策を積極的に講じてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

次に、 の地域の活性化について、 朝市、青空市、バザー等についての質問に対して一括してお答えをさせていただきます。

地域の活性化策につきましては、先ほど新井實議員の質問にもお答えをしたとおりであります。商工会が中心となるプレミアムつき商品券の発行を計画しております。また、ふれあい祭とは別に、4月から6月ごろに個々の商店が潤うようなイベントを行うことや、神保原駅前の駐輪場のところで朝市、青空市、バザー等を行ってはどうかという提案でございますけれども、これらのイベント等については町が直接行う事業ではありませんが、商工会や農協とも相談をし、商店や農家の出店意向等を確認しつつ実施が可能かどうか検討をしてみたい、このように考えておるところでございます。

次に、子供医療費の無料化の拡充について。

子供医療費を小学校卒業まで無料にすることについての御質問でございます。

子供の医療費につきましては、現在、町では、小学校就学前までの乳幼児入通院に係る医療費を無料としております。埼玉県におきましても、入院に小学校就学前まで、通院は4歳児までの乳幼児を対象に入院1日1,200円、通院1カ月1,000円の自己負担額及び食事療養費を除き、

町が助成した医療費の2分の1が補助対象となっていました。平成20年1月より、小学校就学前までの乳幼児の入通院に係る医療費について補助対象とすることになったわけでございます。

御質問の、県補助金の制度拡充により町が負担すべき財源が余り、その財源を使って小学校卒業までの医療費を無料にしたらということですが、平成19年度の乳幼児医療費の助成額は6,213万6,274円でありました。そのうち、埼玉県補助金が1,605万8,918円となっており、町の負担額は4,607万7,356円となっております。平成20年度の支出見込み額は、今回の3月定例議会でも乳幼児医療費の補正予算を計上しておりますが、おおむね6,470万円くらいを見込んでおります。そのうち、県補助金は1,940万円ほどでありますので、町の負担額は4,530万円くらいになるかと思えます。平成19年度と20年度を比較しますと、県の補助制度拡充により、町が今まで負担してまいりました乳幼児医療費の助成額の余剰財源は80万円ほどが見込まれておるところでございます。小学校卒業までの医療費を無料にしますと県の補助金はございませんので、町の負担が3,700万円ほど増え、8,000万円ほどの財源が必要となります。

今後、町では、各小学校など耐震補強工事や施設の老朽化に伴う維持補修工事などがふえていく中、今までにない急激な景気の低迷により町の財政状況は大変厳しいものがあるわけでございますので、ここで新たに財源が必要となります制度拡充につきましては、当面難しいと考えておるところでございます。

次に、本庄市は小学校卒業まで（平成21年度中）、群馬県は中学校卒業まで（平成21年10月より）無料化することについての御質問でございます。

御質問のとおり、群馬県では中学校卒業までの医療費の助成を平成21年10月より実施し、また本庄市では小学校卒業まで制度を拡大し、平成21年度予算に1億9,000万円ほどを盛り込んでいると聞いております。そのほか、児玉郡の中でも美里町も小学校までの医療費を無料にする聞いております。

児玉郡市内の足踏みをそろえて小学校卒業までの医療費を無料化にすることについてですが、先ほどお答えしましたとおり、町の財政状況は大変厳しいものがあるわけでございます。子供医療費の拡充につきましては、今後、経済情勢や児玉郡市内及び埼玉県内の各市町村の状況を勘案しながら検討してまいりたいと考えておりますが、当面の間は難しいとしても、本庄市や美里町が制度の拡充をすることに対し、町といたしましても段階的に制度を拡充していくことなども含め、小学校卒業までの子供の医療費の無料化を検討していかなければならないと考えております。

次に、子供医療費の無料化の拡充について。

窓口一時立て替え払いをなくすことについての御質問でございます。

御質問の窓口一時立て替え払いをなくすことについてですが、この件につきましては、桜井議員より昨年も一般質問がありお答えをしたかと思いますが、本庄市・児玉郡医師会との調整ができ、平成20年4月から児玉郡市内の医療機関及び薬局等での一部負担金の窓口払いは月額2万1,000円以内であればしなくてもよくなりました。しかし、児玉郡市以外の市町村の医療機関等の窓口払いを廃止することは、埼玉県医師会や群馬県医師会、あるいは埼玉県及び群馬県の国民健康保険団体連合会等との調整が図られなければ、現時点では、今すべての窓口一時立て替え払いを無くすことはできない状況でありますので、御理解をいただきたい、このように思っておりますのでございます。

参考までに申し上げますと、窓口一時立て替え払い廃止の場合の調整手続につきまして、といたしまして、児玉郡市町及び埼玉県国民健康保険団体連合会、社会保険診療報酬支払基金と就学前乳幼児医療一部負担金の窓口払い廃止の委託内容の協議、といたしましては、埼玉県・本庄市・児玉郡市医師会及び薬剤師会、各医療保険者などの関係団体への説明、といたしましては、児玉郡市内及び埼玉県国民健康保険団体連合会、社会保険診療報酬支払基金と助成内容の協議、各市町の電算会社システムエンジニアリングとの調整とプログラム修正、といたしまして、医療費請求及びレセプトの記載方法について医療機関等へ周知と医療機関の電算プログラムの修正、児玉郡市町での各医療保険者同席の上、児玉郡市内の医療機関への説明会の実施と住民等への周知など、以上の協議内容は、児玉郡市内の医療機関での窓口払いを廃止した場合の協議内容で、すべて窓口払いを廃止するには、埼玉県医師会や県内各地域の医師会、埼玉県国民健康保険団体連合会、社会保険診療報酬支払基金及び群馬県についても埼玉県と同様な関係各機関との調整が必要であり、また関係団体の電算プログラム修正など、多大な経費を必要とすることが見込まれるわけでございます。

次に、介護保険料の見直しについて。

の介護保険料の見直しについて。

介護保険料については、法の定めに基づき介護保険事業計画の3カ年を単位とした定額期間ごとに介護保険事業計画に定めるサービス費用見込み額等に基づき、定額期間を通じて財政の均衡を保つことができるように設定をされております。

現在、町では、第4期介護保険事業計画の見直しを行っていますが、平成21年度から23年度までの保険給付が円滑に実施されるように策定するもので、平成18年度から平成20年度の介護保険サービスの実績値28億6,614万2,000円であります。

参考までに、平成18年度保険給付費決算額が8億6,143万9,000円でございます。平成19年度保険給付費決算額が9億5,470万3,000円でございます。平成20年度保険給付費決算見込み額が10億5,000万円でございます。計画期間の高齢者人口の伸び率、介護認定申請、認定者数の出

現率等をもとに算出し、第4期の介護保険サービス事業費の推計を行っており、ところでございます。

第4期にあっては、給付費見込み総額35億4,836万6,000円で、第3期と比べ23.8%、金額で6億8,218万4,000円の増額の状況にあります。第3期事業計画、平成18年度から20年度における介護保険料所得段階別区分を6段階、税制改正に伴う保険料の急激な伸びを抑えるために激変緩和措置を交えて実施してまいりました。第4期については、所得別段階は8段階とし、第3期同様、所得に準じた保険料賦課といたしたいと考えているところでございます。県内における賦課方式の予定状況を見ますと8段階方式とする市町村が最も多く24保険者、次いで7段階が22保険者となっておりますところでございます。

保険料額については、第3期の給付結果が示すように、利用者の増額等によるサービスの増大、加えて、第1号被保険者65歳以上の方の負担割合にかかわる法改正があり、19%から20%、40歳から64歳、31%から30%に変更され、1%増の状況となりました。これらの要因から、第4期の保険給付を円滑に実施するための財源となる保険料上昇は避けて通ることのできない現実にあると考えておりますが、現在の社会情勢を踏まえて介護準備基金、先ほど議員がおっしゃいました基金を85%、7,400万円を取り崩し、基準額を月額で3,100円から3,400円、300円の上昇にとどめ、高齢者の負担軽減を図りたいと考えているところであります。

これらの内容については、第4期介護保険事業計画、高齢者福祉計画策定委員において4回の審議を経て答申をいただきました原案をもとに調整、条例改正、平成21年度当初予算案等の提案をさせていただいております。

次に、一番の介護サービスについての御質問でございます。

平成18年4月の介護保険法の改正で要支援が要支援1、2の2つに分かれましたが、これは要介護状態となることを予防することに重点を置く政策として実施されたところでございます。体は使わないでいると徐々に機能が低下してまいりますし、実際、要介護状態が軽い方について調べてみると、足腰が弱くなったために家に閉じこもりがちになり、ますます状態を悪化させ、介護が必要となってしまったケースが多いという結果に基づき改正されたところでございます。

この制度では、介護認定審査会で要支援1、2の判定が出ますと、地域包括支援センターが担当となりケアプランを作成、介護予防サービスを受けることとなります。介護予防サービスの種類には、訪問サービスでは介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴などがあります。通所サービスでは介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、短期入所サービスでは介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護等のサービスがあります。

次に、介護予防事業には、要支援・要介護になるおそれが高い方を対象とする介護予防サービスの提供を行う特定高齢者施策と全高齢者を対象とする介護予防事業を行う一般高齢者施策があります。平成21年度事業としては、特定高齢者施策として運動・口腔・栄養教室、介護予防教室を年に8回、さらに一般高齢者施策として地域の老人クラブに働きかけ、筋力アップ教室等の実施を予定しております。包括支援事業には介護予防ケアマネジメント、地域の高齢者の実態把握、介護以外の生活支援サービスとの調整等を行う総合相談支援事業があります。虐待の防止や早期発見、判断能力が低下した高齢者などが住みなれた地域で自立して生活できるよう金銭管理や相談等を行うなど、権利擁護事業や支援困難事例に関するケアマネジメントの支援等を行う包括的・継続的マネジメント事業があります。

以上のように、町では、被保険者が要支援状態で要介護状態になることを予防すること、要介護状態になっても可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として予防事業を行っておるところでございます。

次に、安心して利用できる介護保険制度についての御質問でございます。

介護保険は、介護が必要な状態となって、できる限り自宅で自立した日常生活を営めるように必要なサービスを総合的・一体的に提供する仕組みでございます。そうした中で、安心して利用できる介護保険制度の運用については、利用者、サービス提供者、保険者にとっても重要な課題であるといえます。

保険者である町では、御存じのとおり住民からの介護認定申請を受け、認定を行い、サービス利用料の90%を保険給付として費用の支払い等を行っております。その中で、介護保険を利用する場合における低所得者等に対する負担軽減の制度について御説明をいたします。

初めに、在宅介護サービスを利用した場合に支払う利用者負担の一部を助成する制度でございます。要支援・要介護認定を受けている方、町民非課税世帯に属し介護保険の所得段階区分で第1段階の方には、利用者負担の2分の1、50%を助成、第2・第3段階の方には、利用者負担の4分の1、25%を助成させていただいております。

次に、施設入所者で町民非課税世帯の所得者の方については、食料・居住費について所得に応じて自己負担の限度額が設けられ、この額を超える利用者負担はありません。さらに、1割の自己負担である一定額を超えた分は払い戻され、負担を軽減するための仕組みとして、高額介護サービス費支給制度があります。

次に、介護給付の適正化の取り組みについて説明をいたします。

介護保険制度の施行状況を見ると、その必要性や効果に疑問のあるサービスの提供、事業者による過誤の請求、不正請求など不適正な事例が各地で見受けられるようになっていますが、町では、利用者が安心して利用できるように、利用したサービス内容や支払った費用について

被保険者みずからが確認することにより適正なサービスの利用を図るため、介護給付費通知の送付を年2回行っておるところでございます。介護サービスを提供するために適切なケアプランが必要な過程を経て作成されているか等、ケアプランの点検も行っておるところでございます。また、住宅改修、福祉用器具購入対応については現地調査等を行い、利用者のニーズに対して適切に給付がされるよう点検を行っておるところでございます。これらも、利用者の立場に立って安心して利用できる介護保険制度に向けて努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

次に、人間ドック等の補助金についての御質問でございます。

平成20年度から医療制度改革により、75歳以上の方は、埼玉県後期高齢者医療広域連合が保険者となる健康保険制度へ移行したため、高齢者の方が人間ドックを受けた場合は、すべて個人負担となっております。

昨年の6月定例議会で、桜井議員より高齢者の方への人間ドックに対する補助金制度について一般質問があり、後期高齢者医療制度の動向を注視しながら対応していきたいと考えてお答えをしたかと思えます。町でも、その後、埼玉県後期高齢者医療広域連合や県内市町村の状況を検討しながら、平成21年度予算編成に向けて、新行財政改革推進プランの事務事業の見直しにより、現在、国民健康保険で行っている人間ドック及び脳ドックの補助金の見直しと新たな高齢者の方の人間ドック補助制度の創設を行いました。国民健康保険加入の方の人間ドックの補助金2万9,000円を神川町や美里町と同額の2万5,000円に引き下げるとともに、脳ドック補助金を3万5,000円から3万円に引き下げさせていただき、新たに高齢者の方の人間ドック補助金2万5,000円を平成21年度予算に盛り込ませていただいたところでございます。

続きまして、健康診査についてでございます。

後期高齢者医療制度に加入している高齢者の方の健康診査については、埼玉県後期高齢者医療広域連合より町が健康診査の業務の委託を受けて実施しておるわけでございます。

平成20年度は75歳以上の方382名が健康診査を受診しました。健康診査費用は1人当たり8,316円であります。このうち、埼玉県後期高齢者医療広域連合から、生活機能評価のない方は1人当たり7,155円の受託料収入があり、受診者の方から個人負担金として1人当たり800円いただいておりますので、町負担は1人361円となっております。

御質問の75歳以上の方の健康診査の個人負担金を無料にできないかということでございますが、以前の住民基本健康診査のときには町で実施していましたので、75歳以上の方の健康診査費用は無料としていました。しかし、特定健康診査につきましては、各医療保険者の責任において実施しなければならないことと、受益者負担の原則に基づき受診者の方に健診費用の1割相当額を負担していただいているところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

なお、住民からの要望も多く、また受診率向上のため、平成21年度は心電図検査及び眼底検査も含め実施する予定であります。このため、健診費用も1万円ほどになりますので、個人の負担金を800円から1,000円に値上げさせていただきますので、御理解をいただきたい、このように思っておりますのでございます。

の後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書についての御質問でございます。

後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書についてということですが、6月の定例議会の一般質問でも桜井議員から質問があり、自由民主党からの後期高齢者医療制度について賛成か反対かという調査があり、町といたしましては、後期高齢者医療制度の必要性は理解できるものの十分国民の理解が得られていないというような意味から、また持続可能な制度で町民に安心が得られるような制度を望んでいるため、現在の後期高齢者医療制度については反対であるという姿勢を表明したとお答えを申し上げたところでございます。

この後期高齢者医療制度については、制度の説明不足や保険料の年金からの天引きなどによるさまざまな苦情や意見が寄せられたため、国では国民の理解が得られるような制度とするための改善策を実施しておりますのでございます。改善策の内容につきましては、平成20年度において所得の少ない保険料の均等割額を所得に応じて7割、5割、2割軽減していましたが、年度途中で7割軽減のほうを一律で8.5割軽減といたしました。また、平成21年度には9割軽減を新たに設けておりますのでございます。

このほか、健康保険組合などの被扶養者であった方の保険料については、均等割分9割軽減を平成22年3月まで延長し、保険料の納付につきましては、年金からの引き落としだけでなく、口座振替もできるようになりました。

このように国では将来にわたり国民皆保険を守り、皆さんが安心して医療を受けられるようさまざまな意見を踏まえ制度改正を行っておりますので、町では、国の制度改正を見据えながら、今後、制度を運営していく中で見直しの必要が生じましたら、埼玉県後期高齢者医療広域連合や行政組織であります町村会等を通じて要望してまいりたい、このように考えておるわけでございます。

以上でございます。

議長（桜井 彪君） 桜井議員に申し上げます。

12時になりましたので、再質問は午後一番からということで御了承願いたいと思います。

それでは、暫時休憩をいたします。

午前11時58分休憩

午後1時30分再開

議長（桜井 彪君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（桜井 彪君） 13番桜井正議員の再質問から出発します。

13番桜井正議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） 先ほどは、町長から大変丁寧な細かい答弁をいただきましてありがとうございました。

ちょっと何点か、さらにお聞きしたいことがありますので、再質問をしたいと思います。

本庄の市長は、21年度の当初予算に子供医療費、小学校卒業まで21年度中に実施したいということで当初予算に予算を計上してあるようですが、児玉郡との歩調を合わせるために何月から実施するとまでは明言していないわけですが、21年度中に実施したいと。つきましては、美里はそれに歩調を合わせて本庄市と一緒にやりたいと。ただ、上里町と神川町はまだ未定だと。何とか一緒にやりたいと。上里、神川も歩調を合わせてほしいという、そういった希望があるようですが、先ほどの町長の答弁だと、上里は財政が厳しいのでちょっとすぐにはできないといったような答弁でありましたが、いずれ本庄市、美里町がするならば、上里もしなければならぬだろうと、そういった答弁だったと思いますが、21年度中、本庄市は何とか歩調を合わせて一緒にやってもらいたいと、そういう強い要望があるようですが、21年度中の実施についてはどうなのだろうか。何とか実施してほしいという本庄市長の要望だけではなくて、住民からの要望が上里においては強いと思うのですけれども、それについて、21年度中、年度内の実施についてはどうなのか、その辺のところ再度答弁をお願いいたします。

議長（桜井 彪君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 先ほどもお話を申し上げましたけれども、大変今の状況がもう財政的にも厳しい状況にあると。これは、ただ上里だけではなくて、本庄市も美里町も神川町も一緒であるというふうに理解をしていただきたいと思います。小学生就学前まではということで、近隣の市町村に比べていち早く上里町が実施したわけでございますけれども、その後、本庄市が小学校を卒業するまでということで今提案をしておるようでございますけれども、本庄市、児玉郡市内の情勢を見ながら上里町も判断してまいりたいというふうに思っておるわけでございまして、本庄市も来年度以内ということでございまして、いつできるかわかりません。そういったことで、今年度はちょっと上里町も無理ではないかなと、そんな感じがするわけでございますけれども、そういった近隣の動向を見ながら、また判断をさせていただきたいというふうに思っておるところでございます。

議長（桜井 彪君） 13番桜井正議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） この点につきましては、本庄市、美里町がやるので、それに何とか歩調を合わせてできるように最大限の努力をしてもらいたいということで要望にとどめておきたいと思います。

次に、質問いたしますが、後期高齢者医療制度についてでありますけれども、健康診査につきまして、以前は、後期高齢者医療制度ができる前は、上里町も無料だったのですけれども、後期高齢者医療制度が始まったら有料になったと。後期高齢者医療制度は75歳以上の人が国民健康保険からいわば外されたために有料になり、それで、先ほどの答弁ですと、21年度からは内容を充実するというで800円だったものを1,000円に引き上げるという答弁でありました。

厚生労働省の通達では、健康診査の受診率を高めるように、町でそれだけ負担があるならば、都道府県で援助するよう県には要望しておきますという厚生労働省の指導が出ているわけであって、だからこそ市町村でぜひ受診率を高めるために、75歳以上の方の負担を増やさないようにすることが受診率を高めることなので、そういうふうにしてもらいたい。しかし、それには先ほどの答弁にありましたように費用もかかると。そのかかる費用については、県に負担をさせるよう都道府県に厚生労働省としては要請するから、各市町村では受診率を高めるために負担を減らしてほしいと、そういう厚生労働省の通達でありますけれども、これについてどのように受けとめておられるのか、それをどのように受けとめた上で有料にし、なおかつ1,000円に引き上げるのか、その辺の答弁を再度お願いしたいと思います。

議長（桜井 彪君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 桜井議員から、先ほど都道府県の援助を県の負担とともに上げられれば、そういう形の中で町等の負担が軽減するわけでございますから、それに伴って無料でできるかどうかということは検討せざるを得ないというふうに思っておるところでございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、来年度からは心電図検査と眼底検査もやるのだということでございますので、800円から1,000円に、まあ1割ぐらいの負担はやむを得ないであろうというふうに考えておるところでございます。

議長（桜井 彪君） 13番桜井正議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） 費用がかかることは私も知っているし、厚生労働省のほうも承知しているので、都道府県にその分は財政援助させましょうと、そういうふうに行っているわけなので、今の町長の答弁をよく理解すれば、県のほうで少し補助金を出してくれば、援助して

くれれば、上里も実施する方向で検討したいと、実施したいと、そういうふうに理解してよろしいでしょうか。

議長（桜井 彪君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） そういうことで理解していただいて結構だと思います。県のそういった援助が得られれば、町も当然それなりに考えていかなければならない、そういうふうに思っておるところでございます。

議長（桜井 彪君） 桜井正議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） もう一つ、人間ドックへの補助金を出してくれることになって、これは大変ありがたいことだと思います。

今まで国保加入者は2万9,000円補助してくれたわけですが、それを2万5,000円に4,000円削るといふ、ちょっと残念なところもありますけれども、その分を後期高齢者に2万5,000円補助金をつけますよといふことで、お互いに痛み分けじゃなくて、現役世代は痛み、それから高齢者については温かい補助といふふうに理解したと思うわけでありましてけれども、先ほどの医療費の件でも触れたのですけれども、我々が人間ドックに入る場合に、医療機関に3万とか3万1,000円払って、1カ月ぐらいたつと町から2万9,000円振り込まれてきてありがたいわけですけれども、その1カ月間の額が大きいだけにちょっと痛いですね。2,900円とか3,000円ぐらいただたらたいしたことない額だけれども、一時3万1,000円なり、3万2,000円なり医療機関に払って、いずれは戻ってくるのだけれども、その1カ月間というのがちょっと厳しいかなと。

そうすると、毎年人間ドックに入りたいと思っても、ちょっと今あれだからもう少し先に延ばすかといふことで先延ばしになって1年ぐら延びてしまうこともあるのではないかなと思うのですけれども、何とかその立て替え払いができれば、せつかく町で補助金を出してくれるのであれば予防医療のために時間をとりましょうといふことで、人間ドックへの予防医療を受ける人も増えてくるのではないかなと。これは後期高齢者だけじゃなくて、一般現役世代の方も同じじゃないかなと思うのですけれども、この辺についてもぜひ立て替え払いをしないで済むような努力をお願いできないかなと、こんなふうに思いますが、町長の答弁をお願いいたします。

議長（桜井 彪君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 人間ドックの立て替え払いは、非常に複雑多岐に及ぶものがあるわけ

でございますので、立てかえ払いはちょっと難しいであろうと、そんな感じがするわけでございますけれども、今後、医師会との話し合いの中で検討をさせていただきたいというふうに思っておりますのでございます。

また、この人間ドックの補助金につきましては、本庄市が2万円、そして神川、美里が2万5,000円、上里町が2万9,000円もお支払いをしていたということでございまして、特に上里町の援助が大きかったということでございますので、本庄は2万円でございますけれども、美里と神川に合わせて2万5,000円にしまして、その分を後期高齢者の人間ドックに充てたいということでございますので、2万5,000円を後期高齢者の皆様にも今後負担をさせていただくということでございますので、御理解いただきたいと、このように思っております。

13番（桜井 正君） あと1点だけ。

議長（桜井 彪君） 13番桜井正議員に申し上げます。

通告されました発言時間を超過しておりますので、簡略にお願いいたします。

発言を許可します。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） じゃ、あと1点だけなので簡単にしたいと思いますけれども、先ほど町長にお願いしました後期高齢者医療制度の見直しですね、これを前の答弁で、後期高齢者医療制度の見直しについては国に意見書を上げたのかどうか、これから上げる予定なのかどうか。私は、もうこの制度はよくないなと、舛添厚生労働大臣もよくないというふうに国会で発言しているわけでありまして、町長はどういう意見書を上げたのか、これからどういう意見書を上げるのか、その点について、最後に答弁をお願いいたします。

議長（桜井 彪君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 先ほどもお話を申し上げましたけれども、平成21年度には9割軽減、新たな制度を設けたわけでございます。そういうことで、国のほうもこの制度につきましては、ある程度だんだん改正をされておるわけでございます。

先ほど、自民党に上げたというのは、自民党のほうからアンケート調査が来たわけでございますので、そのアンケート調査にお答えして、町としては余り好ましくないという回答をさせていただいたわけでございますけれども、まだ国のほうには意見書は上げておらないわけでございますけれども、今後、検討課題とさせていただきたいというふうに思います。

議長（桜井 彪君） 13番桜井正議員の一般質問を終わります。

議長（桜井 彪君） 一般質問を続行いたします。

2 番 齊藤邦明議員。

〔 2 番 齊藤邦明君発言 〕

2 番（齊藤邦明君） 2 番 齊藤邦明です。通告に従い一般質問をいたします。

初めに、防犯灯の管理について伺います。

過日、中学生数名と話す機会がありました。部活のこと、友達のこと、残念ながら勉強のことは出てきませんでしたが、みんな楽しそうに話すのがとても印象的でした。当時を懐かしみながら聞いていると、防犯灯のことが話題に上りました。帰宅途中にある防犯灯が一週間近く切れたままでとても不安だということです。役場に連絡したかを確認すると、していないとのことでした。その生徒は、防犯灯が切れていないかは役場職員がチェックしていると思ったため連絡をしなかったそうです。確かに言われてみると、そう考えている住民の方も少なくないのではないのでしょうか。翌日、役場に連絡したところ、すぐに対応してくれたので生徒も安心していました。

防犯灯がどこにあるか知っていても、ふだんの移動は車のため、蛍光管が切れているかどうかは全く気づかずに通り過ぎていることがあるかと思います。まして、どこに防犯灯があるかわかるのは、本当に家の近所だけのことです。自動車の目線、自転車の目線、歩行者の目線、これはそれぞれ違います。歩いてみないとわからないもの、その立場でないとわからないもの、そういったことが多々あります。

防犯灯が切れたまま放置されていることは管理されていない自治体ととらえられ、移住したいとは思われないでしょう。また、目が行き届いていない自治体としてのレッテルが張られ、犯罪者のターゲットになる可能性もあります。

そこで、提案ですが、防犯灯が切れていたら役場へ連絡を、そういったシールを電柱に張って見たり、かみさと広報の最下段に、「防犯灯が切れていたら役場へ連絡を」の一文を載せてみてはいかがでしょうか。子供の力も大いに活用すべきですし、地域の防犯意識を高めることにもつながるかと思います。町長はいかがお考えでしょうか、答弁をお願いします。

続いて、女性センターの名称変更について伺います。

上里町女性センター、ウィズ・ユー上里、県内の町村初の女性センターは、平成11年に開所しました。男女共同参画都市宣言や男女がともに輝くまちづくり条例制定を初め、同施設を活用した男女共同参画社会づくりに向けた活動は、町内外に誇れるものだと思います。男女共同参画推進に向けた取り組みにおいて、近隣自治体をリードする立場にある上里、上里町女性会議の活躍ももちろんのこと、そこに男性の協力があることは言うまでもありません。

女性センター支援グループには多くの男性が在籍し、女性会員とともに事業支援、情報誌の作成、講座の開催等を行っています。男女共同参画の実現には男性側の理解が不可欠です。そ

れなのに名称には女性しかついておらず、利用しづらいといった声が上がっているのも事実です。女性専用の館ではないのですが、その名称が少なからず誤解を招くようです。

7月で設立10周年を迎える同センター、男女共同参画社会の実現は国が掲げる緊要な課題です。一日も早く実現するためにも、「男女共同参画推進センター」と改称したほうがよいという声も上がっており、私自身もそう考えています。こういった類のものにこそ予算を使うべきです。いかがでしょうか、町長の考えをお聞かせ願います。

最後に住民に優しい道路整備をとということでお尋ねします。

道路にかかれた箱やブロックのようなものを見たことはありませんか。青や黄色を使ってかかることの多いその図形は「イメージハンプ」と呼ばれています。目の錯覚により平面のものが立体的に見えたり、その描写により道幅が狭く感じてしまうため、ドライバーは自然と自動車の速度を下げってしまうといった効果があるそうです。出会い頭の事故が多い交差点や住宅街の入り口などによく施工されているようです。

このようなところは全方向一時停止にしたほうがよいのではないかと考え、以前一般質問をしましたが、それは難しいという答弁をいただきました。警察の方針と異なるというのが一番の理由でした。それならば、スピードハンプを導入してみても提言しましたが、それもなかなか難しいとのことでした。「スピードハンプ」とは、路面にこぶをつくることにより強制的にスピードを落とさせる施工で、効果は絶大です。ただ、ハンプに乗り上げた衝撃で農作物や生花、精密機器等がだめになってしまう恐れがあるので、一般受けはしないようです。

そうであるならば今回提言しますのがこのイメージハンプです。効果はスピードハンプほどではないにせよ、運搬物が壊れるという心配は皆無です。子供たちなど交通弱者がより安全に生活できるよう、町内で発生する交通事故が減るよう、イメージハンプの導入を希望します。

また同時に、道路鋸の撤去も進めていくべきかと思えます。道路の中央線や停止線に敷設されている反射板のついた金属製の突起物を「道路鋸」と呼びます。商品名であるチャッターバーやキャッツアイと言ったほうがわかるかもしれません。

居眠り運転や交通事故を防止するだけでなく、公道におけるドリフトやゼロヨン等の暴走行為を抑止する目的の道路鋸は、町内のいろいろな場所で見かけます。道路沿いに企業や商店、民家がなく、中央線をまたがないような場合は、道路びょうがあったほうがいいのかとも思えます。ただ、出入り口に当たる場所に敷設されているようなものは撤去するべきかと思えます。なぜなら、運悪くパンクすることもあるでしょうし、ハンドルをとられて怖い思いをすることもあるからです。実際、そのような場所に敷設されているものは撤去されている場合が多く、道路にその痕跡を見ることができます。道路鋸の安全チェックを怠れば事故にもつながるし、道路管理上も大変かと思えます。事故防止には極力イメージハンプで対応すべきかと思えます

が、いかがお考えでしょうか。町長の考えをお聞かせください。

以上、よろしく願いいたします。

議長（桜井 彪君） 2番齊藤邦明議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 齊藤議員の質問に対してお答えをさせていただきたいと思います。

最初に、1番の防犯灯の管理について。

防犯灯が切れている際の対応についての御質問でございます。

防犯灯については、夜間に不特定多数の人が通行する生活道路で、暗くて通行に支障のある場所や防犯上不安のある場所などに設置をするものであります。町民の皆様の安全確保のため、地域住民の要望により設置をさせていただいております。特に通学路や交通事故防止のための危険箇所等を優先し、昨年12月末現在で2,729基設置しており、今年度の電気料は月平均70万円となっております。

故障箇所の修繕については、夜間照明でありますので、故障箇所の把握が困難のため、行政区長をお願いをし、その連絡に基づいて修繕をしているところでございます。故障箇所については、地域住民の方、通行利用者等から連絡を受けた場所についても行政区長と連携をし、調査・確認をして修繕を行っておるところでございます。

なお、19年度の修繕料は917カ所で378万5,000円、20年12月末現在で617カ所、229万6,000円であります。

故障箇所の連絡場所は住民の方にわかりづらいとのことでございますので、広報等を通じて周知し、安全・安心な明るいまちづくりをしてまいりたいと、このように考えておるところでございます。先ほど提案のございました防犯シール等も考えていきたい、このように考えておるところでございます。

次に、女性センターの名称変更についてでございます。

男女共同参画推進センターと改称することについての御質問でございます。

上里町女性センターは、平成11年に男女共同参画社会参画を目指し、女性の地位向上と福祉増進を図るために建設されたものであります。上里町女性センターと名称をつけさせていただきました。その後、愛称を公募し、大多数の意見により「ウィズ・ユー上里」と決まったわけでございます。これは、県立の男女共同参画推進センター「With Youさいたま」とパートナーシップを持つという意味であります。

業務につきましては、男女共同参画の推進に関すること、学習の機会及び情報の提供に関すること、その他設置の目的を達するために必要な業務に関することとなっております、これをもと

に事業を推進しているところでございます。

そして、センターの利用者は年々増加しており、女性団体のみならず、男女を問わず地域の方々からも利用いただき親しまれております。また、センターの利用者を支援する女性センター事業支援活動推進委員会は、今年2月1日現在、総数32名で男性が26名、女性6名であります。男女共同参画推進事業の一翼を担ってくれていて、大変感謝を申し上げておるところでございます。

県内21市町、22施設の様子は、男女共同参画推進センターが7市、女性センター5市町、上里もこれは当然含まれておるわけでございます。そのほか9市、川越市2施設となっております。

女性センターは、男女共同参画実現に根差し、女性の地位向上と福祉増進を図るために建設されたものであります。センターの名称変更につきましては、女性センター運営委員会、女性団体等の意見を十分拝聴して進めてまいりたいと考えております。

なお、現在、庁内策定委員会作業部会で策定しております男女共同参画プラン、第2次上里町女性行動計画の中にセンターの名称変更について盛り込んでまいりたい、このように考えております。

次に、住民に優しい道路整備を。

のイメージハンプの導入についての御質問でございます。

ハンプについては、道路上にでこぼこ等の障害物を設け、自動車などの運転手に対しスピードの低下を促すものであり、イメージハンプは、路面にでこぼこなどをつけず、舗装の色や素材を変えて運転者の注意を引いて心理的にスピードの抑制等を図り、交通事故の防止に役立つものであります。

町においては、交差点や急カーブなどの危険箇所や交通事故の多い場所、三町2カ所、四ツ谷、久保新田、帯刀地内にイメージハンプを取り入れ設置しております。町の道路は、狭い道路やカーブしている道路が多いのが現状であります。近年では、大型ショッピングモールの出店などにより交通量が増大し交通事故が多発しておりますので、本庄警察並びに関係機関と連携し、交通事故を削減するためイメージハンプを取り入れ設置し、交通環境の改善を図り、安心で安全なまちづくりに努めてまいりたい、このように考えておるところでございます。

続きまして、道路鋸の撤去についての御質問でございます。

道路鋸の撤去についての御質問でございますけれども、今現在、道路鋸が設置されている主な町道は、堀込西原線の石坂食品前の急カーブの箇所と立野今井線の立野南公民館の交差点より南に向かっての2路線でございます。

町道に設置されている道路鋸は、道路区画線のセンターライン上に設置されており、車輪が

乗り上げた場合にでも自動的にハンドルが左側に切れて、対向車線にはみ出さないように安全設計されております。また、乗り上げた衝撃により、よそ見や居眠り運転の抑制を図る効果がありますので、基本的には必要な安全施設と考えておるわけでございます。しかしながら、町道の維持補修事業に伴う舗装の打ちかえ工事や道路占用等の工事により取り外す場合は、関係機関と安全性の確認を行い、撤去することもあり得ます。

現在、立野南公民間の交差点から南に向かう道路では、道路占用による流域下水道管の布設工事が行われております。本復旧工事に向けて現地立ち会いを実施いたしましたところ、全面的に舗装の亀裂が広がっている状況であります。全面復旧工事のお願いをいたしておるもので、全面復旧を実施する場合は、直線道路のため安全性が高いと思われまますので、撤去することも含め関係機関と協議を進めていきたい、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（桜井 彪君） 2番齊藤邦明議員。

〔2番 齊藤邦明君発言〕

2番（齊藤邦明君） 答弁ありがとうございました。

何点か再質問させていただきます。

最初は、防犯灯の管理等についてなんですけれども、今聞いた答弁ですと、何とかいい方向で前向きに考えていただけるのかなと思っておりますので、ぜひとも防犯意識がより高まるように進めていただければありがたいと思っておりますので、こちらは結構です。

続きまして、女性センターの名称変更について伺いたいと思います。

女性センターの運営委員会の中で、名称についてどうしたらいいかといったような話し合いが以前あったと伺っております。詳しいところまでは聞いていないのですけれども、うわさみたいな感じではないのですけれども、年度の途中で名称変更するとお金がよりかかってしまうかもしれないので、新年度に向けて、もしかしたらできるのではないかなという雑談みたいな感じでしたけれども、そういった話も聞いたような気がいたしました。ですので、もしかしたら来年度予算のほうに載っているかなと思って見たのですけれども、載っていなかったのも、余り前向きではなかったのかなと思って質問したわけですけれども、ただいま町長の答弁の中で、第2次行動計画の中に盛り込んでいきたいといったお話が聞かれたわけですけれども、大体いつぐらいとかというのは失礼になってしまうかもしれないのですけれども、なるべく早くやっていったほうがいいことだと思いますので、時期的にはいつぐらいかというのを答弁いただければありがたく思います。

議長（桜井 彪君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） この問題につきましては、女性会議の皆さんと懇談会をやった席でもお話が出たわけでございます。そういうことを踏まえて、女性センターの運営委員会の席で、私も、こんな御意見があるのですけれども、どうでしょうかというようなお話をしたことがあるわけでございますけれども、なかなかこれも賛否両論でございます。

女性センターというのは、男女共同参画社会の館であるということを理解している皆さんが多いのだから、あえて変える必要はないのではないかというような意見もあったわけでございますので、今後、先ほど申し上げましたように、男女共同参画推進プランの第2次上里町女性行動計画の中に、センターの名称変更をどうしたらいいかということ踏まえながら、今後検討させていただきたい、また女性センター運営委員会、女性団体の皆様方にも意見を拝聴してみたいというふうに思っておりますのでございます。

議長（桜井 彪君） 2番齊藤邦明議員。

〔2番 齊藤邦明君発言〕

2番（齊藤邦明君） ありがとうございます。

上里町の先進事例として、さきに上げられる一つが男女共同参画についての取り組みなのではないかなと個人的には思っています。今、県内男女共同参画のための総合的な施設ということで、県立を含め23施設あるわけですが、その中で、男女共同参画推進センターあるいは男女共同参画センターといったような名前が県立を含め13施設、女性センター的な表現の施設が8、そしてその他が2つとなっているかと思うのですけれども、女性センターという表現を最初に使ったというのは、先駆的な建物だったため、そういった言葉が選ばれたのだと解釈しているわけですし、例えば埼玉県で県立の男女共同参画推進センターなども当初は女性センターという名前であったと。ただ、やっていく中で男女共同参画推進という言葉のほうが好ましい、それをを用いることによって周知徹底を図るといった意味で名称を変えていったかと思えます。

また、他県においても、名称変更すると確かにお金とかかかるわけですが、最近の流れとしましては、全国的に先駆けでやられていた自治体でも、女性センターという施設名から男女共同参画推進センターへ変更しているという流れがどんどん加速しているような状況でありますので、ぜひとも、上里町は男女共同参画に対する取り組みは県北一だよ、全国的にも進んでいるんだよ、そういった心意気ではないのですけれども、そういった気構えを見せる意味でも、ぜひとも変えていただければありがたいかなと思っておりますが、再度御答弁願います。

議長（桜井 彪君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 今、議員がおっしゃられるように、この上里の女性センターも、非常

に男女共同参画社会に向けて内容の濃い活動はいたしておるわけでございます。今後、女性センターの名称が男女共同参画推進センターにどのくらい変わっているか、そういうことも調査をさせていただく中で、先ほども申し上げましたように、女性団体の皆様方によく相談をさせていただきまして、変えるなら変えるということで結論を出していきたいというふうにおもっておるところでございます。

議長（桜井 彪君） 2番齊藤邦明議員。

〔2番 齊藤邦明君発言〕

2番（齊藤邦明君） ありがとうございます。

これは国が掲げる緊要な課題でありますので、賛否両論いろいろあるかと思っておりますので、もめることはないかと思うのですけれども、しっかり議論する中で前向きに検討していただければありがたいと思います。

続きまして、道路整備についてですけれども、イメージハンプのほうは導入してみたいなんというふうな感覚で受け取っております。

もう一方の道路鉾のほうですけれども、先ほど町長がおっしゃいましたとおり、立野南のあたりには、道路鉾が撤去されている場所とされていない箇所とまばらに点在しているわけですけれども、直線道路の場合は、安全性を確認した上で撤去してもいいのではないかというお話が出ていました。また、現在、流域下水の関係で工事をやっておりますので、経費節減という意味も踏まえまして、もし可能であるならば、一緒にやっていただければありがたいと思っております。

人にも車にも快適な道路づくりということで、第一に安全というのがあるのはもちろんのことなのですけれども、そういったところも踏まえながら道路鉾の撤去、カーブの部分ですね、カーブの部分に余り入り口とかはないかとは思いますが、3差路になっている場所等もございまして。そういった中で、カーブに対する道路鉾の撤去はどのように考えているか、もう一度御答弁願えればと思います。

議長（桜井 彪君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 急カーブだとか、3差路とか、四つ角だとかいろいろあるわけですが、その危険度によって、これは道路鉾のほうがいいか、そういうことも判断をしていきたいというふうにおもっておるところでございます。

立野南の道路鉾につきましては、ちょっと何というか、はがれてしまってタイヤを切ったとかそういう例もございまして、安全性が確認されれば、道路鉾の必要はないんであるというふうなことで工事とあわせてやらせていただきたいというふうにおもっております。

議長（桜井 彪君） 齊藤邦明議員。

〔 2 番 齊藤邦明君発言〕

2 番（齊藤邦明君） ありがとうございます。

今日、町長の施政方針の中で、笑顔のあふれるまちづくりなんていうことをおっしゃっていたわけですが、それに向けまして、今日提言した部分、あるいはこれから、あるいは午前中等に提言された部分、ぜひとも前向きに検討されることをお願いいたしまして、一般質問を終わりにいたします。ありがとうございます。

議長（桜井 彪君） 2 番齊藤邦明議員の一般質問を終わります。

議長（桜井 彪君） 一般質問を続行いたします。

3 番納谷克俊議員。

〔 3 番 納谷克俊君発言〕

3 番（納谷克俊君） 議席番号 3 番納谷克俊です。通告に従い一般質問を行います。

今回の私の質問は、水道事業について、上里ゴルフ場について、上里中学校の耐震化についての 3 点であります。

それでは、以下、順に伺ってまいりますので、よろしく願いいたします。

初めに、水道事業について質問いたします。

上里町の水道事業は、今後、給水収益の伸びが期待できない状況であり、建設当時の内容も新規拡張から更新・改良期へと移行をしております。また、折からの不況により、今後は加入金も減少していくと予想されます。

そのような中で、本年度から、県営水道の受け入れ量の増加、金久保の浄水場の機械・電気設備の更新、石綿管を含む老朽化した配水管の布設替え等、経営を圧迫するであろう要因が幾つか挙げられます。

そのような状況を勘案した上で、開始年度を平成19年度、終了年度を平成23年度とした5カ年の上里町水道事業中期計画が策定されているわけですが、これをもとに幾つか質問をさせていただきます。

計画では、21年度より、上里町浄水場の機械・電気設備更新事業のために、毎年1億円の企業債を起債する計画となっております。しかしながら、21年度の当初予算には計上されていないようですが、浄水場設備の更新は、期間を延長もしくは規模を縮小して行うということなのでしょうか。

また、この問題に関連をいたしますが、設備更新のほかに県水の受け入れ量増加、配水管の布設替え等により中期財政収支計画では20%から30%の値上げが必要であるとされております。

実際に、試算では、21年度より水道料金を25%値上げすることを前提として計算をされております。議会においても、決算審査の委員長報告などで水道料金の適正化についてたびたび指摘をしているかと思えます。

そこで、お尋ねをいたしますが、計画に盛り込まれているような水道料金の値上げについて検討をされているのでしょうか。上里町水道料金等審議会は開かれたのでしょうか。また、今後、開く予定はあるのでしょうか。値上げを前提に試算されているわけではありますが、21年度に値上げを実施せずに、計画のとおり事業が進捗するのでしょうか。

主要施策の1つとして配水管の布設延長10キロを予定しておりますが、その結果、石綿管の延長はどのくらいになるのでしょうか。

また、配水管の布設替えや浄水場の設備更新などの事業を実施していく中で、職員定数を削減する、そういう計画になっております。平成15年4月に10名から9名に、16年4月に9名から8名に削減をし、23年4月には8名を7名に削減するという計画がありますが、業務遂行に当たって支障が起こるようなことはないのでしょうか。

さて、平成22年度には下水道が供用開始される予定であり、下水道料金は水道料金とともに徴収されるようになるかと思えます。計画の中にもありますが、今後、水道事業と下水道事業の事務組織の統合を行う考えはあるのでしょうか。上下水道事業を統合することは可能なのでしょうか。また、住民サービスの向上や事業の効率化につながるのでしょうか。

最後に、加入金の取り扱いについてお伺いをいたします。

上里町では、近年、3,000万円から4,000万円程度の新規の加入金があるわけですが、これを収益的収入に計上をしております。その分営業収益がふえ、収支のバランスが改善されているわけですが、加入金については、資本的収入に計上するほうが収入の性質上合うのではないかと私は考えております。また、そのような計上をしている事業者もあります。収入の計上の仕方を変え、事業の収支をよりシビアに見たほうが企業会計の本来の姿ではないでしょうか。町長の見解をお伺いいたします。

次に、上里ゴルフ場について質問をいたします。

初めに、政策決定過程についてお伺いいたします。

埼玉県と地権者との賃貸借契約が、平成21年3月31日に20年が経過をして満了を迎えます。今年満了を迎えるということは、契約を締結した20年前からわかっていたことではありますが、埼玉県、株式会社さいたまリバーフロンティア並びに上里町の間で契約の更新のあり方について話が出たのはいつのことなのでしょうか。そして、それはどのような場において、だれから話があったのでしょうか。

また、上里町の最初の対応はどのようなものだったのでしょうか。埼玉県から無償譲渡の打

診があった後、県との協議はどのくらいのペースで行われたのでしょうか。

また、上里町側はどこの課が窓口となって協議が行われたのでしょうか。上里町役場庁内では、どのレベルにおいて検討がなされたのでしょうか。また、どのような意見があったのでしょうか。

最終的に、このような判断を下すに当たり、町内以外に公式・非公式を含めて意見を求めた団体や機関はあるのでしょうか。あったとするならば、その中からはどのような意見が出されたのでしょうか、答弁をお願いいたします。

次に、将来展望についてお伺いいたします。

全員協議会での説明によりますと、今後10年間で株式会社さいたまりバーフロンティアからのゴルフ場使用料と地権者へ支払う土地借上料の差額を基金として積み立てて、可能な範囲で土地の買収を進めていくとお話でしたが、そのような認識で間違いはないのでしょうか。

また、上里ゴルフ場は、平成18年度の株式会社さいたまりバーフロンティアのゴルフ場別決算において、単体で8,000万円強の営業損失を計上しております。これが上里町にゴルフ場が無償譲渡され、上里町と地権者が賃貸借契約を結び、さいたまりバーフロンティアが上里町にゴルフ場使用料を支払うという形をとることにより、さいたまりバーフロンティアの上里ゴルフ場分の赤字額が平成21年度で約1,700万円、10年後の平成30年度で約520万円ほどに圧縮されるようであります。

今後、10年間は上里町がさいたまりバーフロンティアに管理許可を与え、さいたまりバーフロンティアが運営、また施設の修繕・改修や災害復旧に関する経費もさいたまりバーフロンティアが負担するということですので、町の新たな負担は発生しないと思われませんが、平成31年度以降もさいたまりバーフロンティアが管理運営していくのか、指定管理者制度を導入していくのか、または直営で営業を行っていくのかは現時点においてはわかりませんが、さきの赤字幅には本社経費は含まれておりませんし、建物及び構築物も設置後30年を経過することによって修繕費が大幅に増加することが予想されます。

以上の事柄を踏まえて、町長は上里ゴルフ場の将来展望をどのようにお考えになっておられるのでしょうか。

最後に、上里中学校の耐震化について、確認の意味で少々質問をさせていただきます。

前回12月定例会において、私の質問に対して町長は、今年度中には町の考えを明らかにし、来年度からは保護者の意向や合意形成を図るとともに、その方向性に対して諸問題をクリアし、建設スケジュールを立て、耐震化計画、基本設計、実施計画、補助金申請等を進めていきたいと考えていると答弁をされております。

そこで、お伺いをいたしますが、上里中学校の耐震化についての町の考えはどのように固ま

ったのでしょうか。

次に、今後のスケジュールについてお伺いをいたします。

先ほども述べましたが、「来年度からは保護者の意向や合意形成を図る」と答弁されておりますし、私の再質問の中では「できれば5年以内に工事が着工できるように進めてまいりたいと思っている」とも答弁をされております。

21年度においては、耐震化に向けて、上里中学校施設整備基金を設置して2,000万円の基金積み立てを行う予定であるようでございます。これによって財政的には第一歩を踏み出すことになりましたが、耐震化に向けて、今後、どのくらいの時期に、どのような手続・計画を進めていくつもりなのか具体的なスケジュールをお答えいただきたいと存じます。

これで当初予定しておりました1回目の質問を終わります。御答弁よろしく願いいたします。

議長（桜井 彪君） 3番納谷克俊議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 納谷議員の質問に対してお答えをさせていただきたいと思えます。水道事業について。

の水道事業中期経営計画等についての御質問でございます。

上里町水道事業中期経営計画は平成19年8月に作成し、開始年度を19年度、終了年度を23年度の5カ年計画となっております。上里町のホームページに掲載をしておるわけでございます。

中期経営計画の中で、事業計画及び石綿セメント管更新事業については、計画どおり平成20年度より国庫補助金事業を導入し、順調に進んでおります。県水についても、協定書に基づき平成20年度から増水が始まりまして、平成22年度協定水量となります。

上里浄水場の機械・電気設備の更新事業につきましては、平成21年度から25年度の5カ年計画でしておるわけですが、その財源として水道料金の値上げが必要であります。一時期の原油価格の高騰やその後起こりました世界経済同時不況により日本経済も厳しい状態となっております。このような状況での水道料金の値上げを行うのは適当でないと判断いたしまして、平成21年度から水道料金の改定を見送ることにいたしました。それに伴い、機械・電気設備の更新事業の開始時期が遅れることとなります。工事期間については短縮することも検討しながら対応してまいりたいと、このように考えております。

なお、設計については今年度中に完了いたしますので、発注の準備は整うこととなります。

今後の予定といたしましては、経済状況もありますが、近い時点で上里町水道料金等審議会

を開催し、適正な水道料金について諮問をいたしたいと考えております。

また、議員御質問の加入金の会計上の取り扱いについては、地方公営企業法では特に定められていませんので、現在の方法で収益的収入に計上していきたいと思っております。

定員管理につきましては、中期経営計画で経費節減のため平成23年度までに1人減となっております。職員の減に対しましては、業務運営の合理化・効率化を図るとともに、民間への業務委託の推進も図っていくことで対応していきたいと考えております。

水道事業会計の赤字の要因は、給水原価が供給単価を上回っている、いわゆる逆ざやでありますので、赤字の解消には水道料金の改定が必要と考えられております。今後とも、より経費の削減を図り、給水原価を下げるよう努めてまいりたいというふうに思っております。

続きまして、上里ゴルフ場について、政策決定過程についての御質問でございます。

上里ゴルフ場継続の経過につきましては、既に議員の皆様にご説明をさせていただいておりますが、上里ゴルフ場の位置づけにつきましては、昭和61年に都市計画緑地として県決定された町の都市公園であります。また、ゴルフ場の開設に当たり、町もこの総合運動公園計画に向けて、県知事、県会議長、企業局、建設省等の上位機関に陳情、また町議会議員、区長、地権者の同意を取り入れ積極的に推進して行った経緯がございます。

県から、本来のあるべき姿である都市公園法に基づいた公園管理者である町が公園内の土地の権限を取得すべきものであるということで、借地契約満了後、ゴルフ場より撤退するという話がありました。継続する場合は、県の保有するゴルフ場、資産を町に譲与し、町が運営していく方法も考えられるという説明がありました。

町は公園の管理者であり、都市公園法において「公園管理者はみだりに都市公園の区域の全部又は一部について都市公園を廃止してはならない」と規定されており、簡単には廃止はできないこととなっております。ゴルフ場は農地に戻したとしても、新たに民地の借地をし、都市公園として整備をしていかなければならないことで多大な財政負担をしていかなければならないと思っております。

このたび、県から資産の無償譲与をされ、町が受け入れをして、地権者の協力により借地料の減額と町がさいたまりバーフロンティアへの施設使用料を減額、さいたまりバーフロンティアへ経営努力により増収を図る、また施設使用料をもとに新たに契約する10年の借地期間中に土地を購入することができれば、ゴルフ場として安定が図られるということでゴルフ場の継続を決定したわけでございます。

なお、現在、174名の全員の地権者により、契約書の同意をいただいております。

また、納谷議員のほうから、今までの経緯ということのお話をいただいたわけでございますけれども、16年度からそういう話が出ておったわけでございますので、箇条書きにしてあるわけでございますけれども、何十項目にもわたるものでございますので、後で納谷議員のほうへ書類で提出をさせていただきたい、このように思っておるところでございます。

次に、将来展望について。

上里ゴルフ場の将来展望の御質問であります。町がゴルフ場を引き継ぐ株式会社さいたまリバーフロンティアに公営施設の管理許可を与え、運営を行うこととありますが、10年間の借地期間と同様に、株式会社さいたまリバーフロンティアにおいても公園施設の管理許可を10年間で与えるものでございます。

さきの議会全員協議会におきましては、平成21年1月30日付で平成21年4月1日以降のゴルフ場のあり方について、町、株式会社さいたまリバーフロンティア、埼玉県とで締結した覚書の説明をさせていただいたところでございます。

この覚書の中で、町へのゴルフ場施設の使用料が約束されたわけでございますので、先ほども答弁したわけでございますが、施設使用料を基金といたしまして10年の借地期間中に土地を購入することができれば、ゴルフ場としての安定が図れるということで、町も努力をしていくつもりでございます。

また、長期的な視野に立って、今後のゴルフ場の運営に支障があってはならないものでありますので、町が取得できなかった借地については、10年後の更新の際にも、その時点での経済状況、運営状況を踏まえまして単価の見直しを行い、地権者に理解をしていただき、ゴルフ場を継続していきたいと考えているものでございます。

また、株式会社さいたまリバーフロンティアと、10年後の管理についても覚書の中で協議していくということとありますので、ゴルフ場は継続させていただきたい、このように思っておるところでございます。

次に、上里中学校の耐震化について、基本方針及び今後のスケジュール等についての御質問でございます。

基本方針及び今後のスケジュール等についてお答えをさせていただきたいと思えます。

上里中学校耐震調査業務の進捗状況は、平成20年7月1日に耐震2次診断を行った設計事務所と契約をいたしまして、平成21年3月6日の工期となっております。これまで上里中学校耐震化庁内プロジェクト委員会及び建築部会が11回開催され、検討してまいりました。

部会で検討された内容は、A案からD案、移転から新築で、内訳は3階の一部解体、校舎等解体、特別教室解体等であり、5つのブロックに区分いたしました。比較項目は工事金額、解体工期、建築工期、仮校舎プレハブの設置、建設騒音等であり、総合評価で検討する方向で選

定をしていきたいと考えております。

今後、耐震化庁内プロジェクト委員長より今年度3月末に調査業務報告書をいただき、検討させていただきます。この報告書の内容を議会、教育委員会等に説明・報告を行って、皆様の御意見等を聴取して、効率的で快適な施設計画を取りまとめて、基本方針として位置づけていきたいと考えております。

今後のスケジュールといたしましては、基金設置条例、上里中学校施設整備基金を今回の議会で上程しているところでございます。基金の積み立てを行って、基金計画を立てて積極的に取り組むことで早期に着工できるよう努力をしていきたいと考えております。厳しい財政状況の中ではありますが、児童・生徒たちの安全・安心のために最重要課題として取り組んでまいりたい、このように考えておるところでございます。

議長（桜井 彪君） 3番納谷克俊議員。

〔3番 納谷克俊君発言〕

3番（納谷克俊君） 3番納谷です。詳細にわたる御答弁ありがとうございました。

初めに、水道事業のところで再質問をさせていただきたいのですが、昨年度の原油高とか未曾有のこの経済危機という中で、水道料金の値上げ、21年度は見送るというお話でございました。

前回の水道料金の改定を行ったときの話になってしまうのですが、審議会のほうに諮問をして答申をされた値上げ幅より少な目の値上げを行ったという、たしか記憶がございました、今思えば、そのときにもう少し値上げをしておいて逆ざやを少しでも解消しておけばよかったのかなという思いはあるのですが、前回の値上げ幅が小さかったこともあり、現在、供給単価では県内で一番低い位の水準になっておるのでしょうか。

水道料金ということだけをとらえてみますと、隣の本庄市が先般値上げを若干、旧本庄市では値上げ、旧児玉町では値下げという形になったのですが、値上げをしてもなおかつ上里町よりは10立方メートル当たりの単価は安いのかなと思うのですが、まだまだ上里町も10立米でメーター使用料、基本料金、消費税合わせて819円ですか、かなり安い状況であると。県営水道の拡張区域の中でも本庄市に次いで2番目に安い。全体を見ても五、六番目ですかね。

ほかの自治体、安いところを見ますと、給水原価も皆比較的低いのですね。給水原価が安く抑えられている中で供給の単価も低く抑えているということで、これは企業経営上、安く入れられるものは安く出そう、公営企業ですから、それで感覚わかるのですが、上里町の場合は、決してそんなに安い給水原価ではない、全県平均から見ればかなり安くなってはおりますが、この値段で売るには、ちょっとこの給水原価じゃ無理だろうという認識はあります。ということは、このままの状況でいっても、例えば浄水場の施設の更新だとか石綿管の布設替えとかそう

いった問題を抜きにしても、現在の経済情勢の中で新規の分譲住宅とかが減ってきているという状況で、新規の加入金は今後どんどん落ち込んでいくことがございます。先ほど町長の答弁の中にもあったとおり、上里町は加入金を収益的収入で計上しておりますので、計上して何とか損益計算がとんとんに毎年近い状況、前後している状況ということで、これが減ってくるともう目に見えて損益上で赤字幅が増えてくるだろう。

そういう状況を考えますと、経済状況等もわかるのですが、ここで一度しっかりと早目に審議会を開いて、上里町の水道の単価、水道料金がどうあるべきか、というのは早急に審議会を開いていただいて、町長のほうから諮問していただく必要があると思うのですけれども、この件についても一度答弁をお願いしたいのですけれども、よろしく願いいたします。

議長（桜井 彪君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 納谷議員もおっしゃってありましたように、もう供給単価、給水原価というものが上里町は非常に低くなっておるわけでございます。供給単価におかれましては、今回本庄市が値上げしたこともありまして、上里町が埼玉県で一番安い、そういう状況にあるわけでございます。前回の値上げのときに、値上げ幅が小さ過ぎたのではないかというような御指摘もあったかと思えますけれども、これは、水道料金は本当に生活に密着したものでございまして、一度にたくさん上げるということは非常に大きな問題も生じてくる、そういうこともあるわけでございます。

いずれにしても、中期計画をにらんで、21年度、審議会を開催いたしまして、22年度から値上げをさせていただく、そういうような方向で今検討をしておるところでございますので、御理解をいただきたいというふうに思っておるところでございます。

議長（桜井 彪君） 3番納谷克俊議員。

〔3番 納谷克俊君発言〕

3番（納谷克俊君） ありがとうございます。

21年度には審議会も開いて、早急にといいますか、値上げについての検討をしていただくというお話でした。確かに町長にしても、我々議員にしても、公共料金、水道料金も公共料金です。こういったものを値上げしようとか、したほうがいいのではないのかということは非常に言いづらい訳でございますけれども、もう少しこの視点を変えると、上里町が安く売り過ぎているという現状がある訳でございますから、そこをうまく説明をしていただいて、適正な水道料金を定めていただければなと思っております。

そこで、水道料金について、上里町水道料金等審議会とは別に、上里町の水道事業経営企画調整会議というものがあると思うのですけれども、こちらでは水道料金の問題というのはどの

ように話し合われているのでしょうか、開かれているか、開かれていないか、からなんですけれども。

第1条に、「この要綱は、水道事業の経営に関する重要事項等について協議をし、能率的かつ効果的な事務事業の執行を図ることを目的とする」とうたわれております。当然、水道料金は重要事項でございますから、事務方で計画をつくったときに25%値上げということがこれ出ているので、ここの場でこういう話があったかとは思うのですけれども、念のため、上里町水道事業経営企画調整会議ではどのような話し合いが持たれていたのかをお尋ねをいたします。

議長（桜井 彪君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 御指摘の経営企画会議におかれましては、今年度は開いておりませんが、水道課長のほうから、何とか値上げをしなければしょうがないのではないのかというような指摘は何度も受けておるわけでございます。上里町におかれましては、今の桜井議長も大変水道料金については理解をいただいております。来年度、審議会を開いて、22年度から値上げをさせていただくということで御理解をいただきたいというふうに思います。

議長（桜井 彪君） 3番納谷克俊議員。

〔3番 納谷克俊君発言〕

3番（納谷克俊君） 質問をしていると、値上げをしたほうがいいのではないのかと、こういうふうに受けとめられると思いますし、結果的にだれが考えてもそういう形になってしまうのですけれども、一番私が心配しているのは、やっぱり水道ですから安定供給ということが一番大前提なのかなと思います。

先日、水道課さんにお邪魔させていただいたところ、なかなか設備のほうも本当に老朽化して、どんどんこれ更新をしていかなければいけない状況にある中で、大変苦しい中やっぴりという姿を目の前にしてきたわけでございますけれども、金久保のほうの浄水場の工事は1年とりあえず延ばして、工事期間は短縮しながらも着工は1年延びるというお話でございました。今回、ここで大変多額な10億円とかというお話の金額がかかってくると思うのですけれども、工事のほうに着工して終わるころには、五明のほうの第2浄水場のほうもそれに期間が経過をしてきて、こちらの機械の更新もしなければいけないという時期が迫ってくると思うのですね。

どうしても、そういった大きな支出が将来的に発生するのがわかりながらも、現在の経済情勢だとか町の財政状況だとかを見る中で、最小の範囲でやっぴり、とりあえず何とか乗り切らなければいけないなというすごくつらい町長の、管理者の気持ちはわかるのですけれども、

やっぱり長いスパンで見えていきますと、今回、石綿管の工事を行っても残りが6%から3%になるのですか、まだまだ3%残っている状態だと、また第2浄水場の問題も出てくるであろう、そのようなことから、ぜひ中長期的な視野に立っていただいて、非常にまた値上げのタイミングも22年度ということになってきますと、町長もそうですけれども、我々議会も改選の時期を迎えるということで、選挙を控えて、値上げという話は皆さんもここまで出かかってもしたくないというのが本音だと思いますが、しっかりと議論をして、この上里町の水道事業が継続して安定供給できるようにお願いをしたいと思ひまして、次の質問に移ります。

上里ゴルフ場についてなんですけれども、先ほど県との協議の過程については、箇条書きした書式を後でお渡しいただけということでございました。非常に透明性があり、ありがたいなと思うのですが、このお話が16年ぐらいから話があったというお話でしたが、このゴルフ場の問題に関しまして全員協議会で話題になったのは、私の記憶では、たしか昨年8月8日、それから9月17日、12月24日の3回だったかなと記憶をしております。それ以前に話があったとしたら、私が覚えていないだけというお話になるかと思うのですが、8月8日の全協で伺ったときには、何か非常に唐突だなという思いがいたしました。21年3月に契約が満了ですと。これについて県のほうから、町で契約を結んでやっていっていただきたいという話があると。これについて予算計上の関係上、9月ぐらいには返事をいただきたいというお話を、私は最初に聞いたときに、ばかに急な話だなと思っていたのですが、今伺いますと平成16年からのお話ということでございました。

先ほど、最初の通告といいますが、質問を入れさせていただいたのですが、担当課との事前の説明の中で、私のほうでうまく伝えられないところがあったので、答弁の中に若干触れられなかった部分かもしれませんが、この平成16年、最初にお話を県からいただいたとき、まず町長としては、町としてはこのゴルフ場について、ここをどういうふうにしたいという、こういうふうに思っていたとかいうお返事をこの時点ではされたのでしょうか、またされたとしたら、どのような内容の御返答だったのか。

また、当然話をいただいたばかりで答えられたのかわかりませんが、町長としては、ゴルフ場について、その時点で、4年半ぐらい前ですか、どのように考えられたのか御答弁をいただければと思うのですが、よろしくお願ひいたします。

議長（桜井 彪君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 当初、県にその話をいただいたときには、町で経営することは県が撤退するということであれば、ゴルフ場の継続は困難であると、そういうような考え方でお話をしていたことは覚えております。これは詳細にわたって文書で納谷議員に差し上げたいと思う

わけでございますので、そういうことでございます。最初は、大変困難であるなど、そんな感じは受けたわけでございます。

議長（桜井 彪君） 3番納谷議員。

〔3番 納谷克俊君発言〕

3番（納谷克俊君） すみません、その部分も書面に含まれているということで大変失礼いたしました。

なかなかゴルフ場を町で引き受けてやってくれと言われても、非常に難しさがあるなどは皆さん思っておると思います。しかしながら、賃貸借契約が満了を迎えるからといって、これにお金をかけて更地にして、地権者の皆様方にお返しするというのも現実的ではないなというのはだれも共通の認識だと思いますし、せっかくお金をかけてつくった施設でございますから、有効活用していくことが望ましいと私も考えております。

しかしながら、一番今回のお話の中で、私を含めて何人かの議員が懸念をしたのは、果たして、ここで町が引き続き地権者の皆様方と土地の賃貸借契約を結ぶとします、結びました、結びましたが、これが10年後にどうなってしまうのだろうか。10年間は確かにいいですね、リバーフロに管理許可を与えて、リバーフロのほうで運営してくれると。土地の使用料も入る。そこから地権者の皆様方に賃借料を支払い、土地の借上料を支払いして、その余った分を基金に積んでいくということで、それで10年間の契約が済み動き出せば、とりあえずは手元にお金が残っていく方向にはなりますけれども、10年後、果たしてこのゴルフ場が継続していけるだろうかというのを多くの議員、また一般の町民の方でも御心配をされている方がいらっしゃいます。

今回、町が県から譲渡を受けるに当たりましては、町は最初から、全協の説明の中によりますと、当初から地権者の方々の全員の同意が得られなければ、町としては県から引き続いての契約はしないという前提というか、最初に説明があったそうでありますし、実際返されても地権者の方も困るでしょうし、そういった中で、地権者さん同士で、町に対しても御協力してやっていこうという思いが働く中で100%の同意が得られたのかなというような気がしておりますが、また、県というバックがございますと、仮に更地に戻すのに10億円かかるとする、かかるとしても、県の2兆円とかという予算の中の10億円と、町の60億円、70億円という中の予算の10億円だと、これ説得力がまた違いますよね。県は本当にやるのではないかと、返されても困るなという思いが、当然私が地権者だったとしたら思うと思います。

その中で、今度は町と地権者の方が契約を結んだと。10年後に再契約のお願いをするのは当然町でありますし、そのときに、町ではそういったもの、例えば都市公園という形で位置づけされているから何らかの形でやっていかなければならないというのはわかりますが、じゃ、そ

のコースの真ん中で、「うちはまだ貸さないよ」とかという話がでてきたり、10年間という長い期間ですと、当然相続等も発生するであろうと思われますし、また相続という問題になってきますと、当然この上里町に在住して居住している以外の方が相続する可能性も非常に高いわけでありまして、そうなってきますと、町に対する思いだとかというものも、実際にこの町に、この地域に、地元に住まれている方との温度差もありますし、話がちょっとややこしくなってしまったのですけれども、何が言いたいかといいますと、契約するとき本当に100%の同意が今度は得られるのか、ゴルフ場の真ん中で反対をなさる方がいらっしゃるのではないのか、それによって土地の地代の交渉等非常に難しくなるのではないかと、そんな懸念をしておるわけでございます。

これは、この問題については全員協議会の中でも何人かの議員が発言をされ、非常にこれもんだ部分だと思うのですね。今回の契約の中に一筆条項を設けたほうがいいのじゃないのかと、10年後、契約満了のときには売っていただくような方向という文言を入れることはできないのかなとか、そういったこともありました。

実際に、その賃貸借契約の中に売買の条項とか設けることは、まず事実上難しいだろうということもありますし、鋭意10年の中で土地を買収していくという形で努力をしていきたいということで、現実問題を見ながら、これは続けていくしかないだろうなということでこういう形に、町長はまた別の思いがあるかもしれませんが、多くの議員がそういう思いで今回ここまで達したと思うのですけれども、この過程の中で、地権者の方との、今回も実は大変な思いをされたということを伺っております。

町長が、今、いろんな地権者説明とか出られる中で、今後、町の資産としてゴルフ場を持って、それを10年後、11年後、また続けていくことについて、今町長が思われる地権者の皆様方の協力態勢だとか、このゴルフ場を続けていくことの意義というのを簡単に一言で述べていただけると次の質問につながるなと思うのですけれども、ちょっと話が長くなってしまって、その部分がどこかわからなくなってしまったのですけれども、今後というか、次の契約時にも地権者の同意というのがスムーズに得られそうなニュアンスがあるのか、またゴルフ場を続けていくことに対する町長の思う意義というものが、ちょっと2問になってしまったのですけれども、別々で結構ですので、お答えいただければと思うのですけれども。

議長（桜井 彪君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 大変難しい質問でございまして、けれどもフロンティアとも、先ほども申し上げましたけれども、10年後の管理につきましては、覚書の中で協議を進めていくというようにうたわれておるわけでございます。

私どもも、174名の代表の地権者の皆さんといろいろと話し合いをさせていただきました。そういう中で、上里町がこのゴルフ場をもう返すなどとはとても言えない、そういう心情の中で、今回進めさせていただいたわけでございますけれども、10年後に、地権者の中で私は反対するという方がおたらどうするのだということでございますけれども、10年後のことを今さら言っても始まらないわけございまして、今回も快く賛成してくれなかった方も数名あったわけでございますけれども、それを地権者の皆様方がぜひ頼むということで、もう地権者の代表の皆さんがそういう考え方のもとで、この地域の皆さんがお骨折りをいただいた中で了解をしていただいたということでございますので、10年後も、当然そういう問題が出たら、地権者の皆さんにお願いをして説得していただくと、そういう方向でやっていただきたいというふうに思っておりますでございます。

議長（桜井 彪君） 3番納谷克俊議員。

〔3番 納谷克俊君発言〕

3番（納谷克俊君） 当然10年後のことを今余りここでもんでも前に進まないという気持ちも当たり前でございますし、しかしながら、そういった長期的な視野で立って見ていかないと、これは本当に町の将来を左右する大きなことでございますので、その部分についても、そうは言いながらも私は今後も真剣に語っていききたいなと思います。

そこでなんですけれども、リバーフロさんからの使用料から地権者の皆様方への土地借上料を差し引いた金額を基金に積み立てをしていって、それを3年ぐらい基金積み立てした後に、土地の購入に充てていきたいというお話ですけれども、この件についてちょっとお伺いをしたいと思います。

ざっとコースの平米単価、またクラブハウス、それから駐車場の平米単価から拾ってみて、地権者の皆様方への地代を差し引いて計算してみたのですけれども、10年間で大体3億2,370万円ぐらいでしょうか、私の試算では。そこから保険やら負担金ですね、占用料ですか、それらなどを引いていくと、残りが2億9,884万円、約3億円弱ぐらいになるのではないかと推計をされます。そうなってきますと、このぐらいの金額だと、これすっかり基金に積んだとして置いておいても、幾らも土地は買えないのではないのかなと思のんですけれども、町としてはどのような試算をされて土地を買収していきたいということを考えているのでしょうか。

当初は、簡単に使用料8,000万円、地代4,000万円、4,000万円残って10年で4億円というお話だったわけですけれども、どうも3億円にも残るお金が達しないという私の試算なのですけれども、いかがでしょうか、御答弁をお願いいたします。

議長（桜井 彪君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） およそ3億1,000万円くらいだそうです。

今回の更新時にも、厄介だから買って欲しくないかと、そういうようなお話も何件かいただいておりますけれども、そういった買うお金がまだないわけですので、5年なり6年たったら、そういう基金の中から買ってほしいという方については買わせていただきたいというふうに思っております。

議長（桜井 彪君） 3番納谷克俊議員。

〔3番 納谷克俊君発言〕

3番（納谷克俊君） 3番納谷です。

21年度予算の中で、公共用地及び施設取得基金、ゴルフ場分積み立てということで3,172万1,000円ですか、計上されていると思いますが、これが言われている差額の部分の基金の積み立てなのかなと思うのですけれども、この基金はゴルフ場のために別建てに立てた基金ではなく、従前の公共用地及び施設取得基金ということで積み立てをするのだと思いますけれども、この基金から新年度予算では基金繰入金として4,331万5,000円が繰り入れられると思うのですね。

それを見ますと、せっかく3,100万円ゴルフ場の分を積んでも、当初予算で既に4,331万円を繰り入れてしまいますから、基金全体としては1,200万円ほど少なくなってしまうのかなということだと思いますので、これ特定の積立基金ではないわけですから、お金があれば重宝してほかに回ってしまうという解釈なのでしょうか。このペースでいってしまうと、当初言っているような基金が残っていった用地を買うということにはならないかと思うのですけれども、その辺の御答弁をお願いいたします。

議長（桜井 彪君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） そのお金は全く違うお金でございます、女性センターの駐車場のお金の予算でございます。

議長（桜井 彪君） 3番納谷克俊議員。

〔3番 納谷克俊君発言〕

3番（納谷克俊君） このお金が女性センターの駐車場、今使っている部分を買うために基金を取り崩すというか、基金を繰り入れというのはわかるのですけれども、基金自体は同じ会計というのかな、同じ基金だと思うのですね。

そうなりますと、こういったお金があると、やっぱりお金は便利なものでありまして、あればこれ引き出して使ってしまうのがどこの家計でも同じわけでございます、ここをざっと見た限りこの基金が減ってしまっているのかなと思いますので、また何かこのゴル

フ場という部分で明確といいますか、その中ですみ分けができていて、ゴルフ場の部分は手をつけなくて積んでいかれるのだよということがわかればあれかなと思うのですけれども、その辺の確認ですけれども、よろしく願いいたします。

議長（桜井 彪君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） ゴルフ場の基金につきましては、目的基金でございますので、ほかに流用するという事は全くできないわけでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

議長（桜井 彪君） よろしいですか。

3番納谷克俊議員。

〔3番 納谷克俊君発言〕

3番（納谷克俊君） ありがとうございます。

大枠の中で聞いていると、その中で流用してしまうのではないかというような見方もできないわけでもなかったのですけれども、それは目的基金ということで、それは手をつけられないということですので、ぜひとも、当初言われていた金額よりも10年間で残る金額は少なくなってくるのかなと思うのですが、地権者の皆様方の意向とかをよく担当課さんのほうではお聞きいただいて、基金がたまってきた段階で契約の内容等もあるのでしょうかけれども、その中で買えるものは買って行って、なるべく10年後に、また更新のときに、同意が得られる、得られないとかという問題が起きないように何とか進めて行っていただければなと思っております。

それで、最後に、確認ということはないのですけれども、上里中学校の耐震化ということでお話しして、御質問させていただきたいと思います。

今回、昨年、私が一般質問させていただいた中に基金をつくったほうがいいのではないのかということで基金をつくっていただくと、また、その中で2,000万円の積み立てをしていただくということですが、残念ながら目的の基金で、中学校の耐震化のために基金を積み立てていっても、当初予算で八千何がしですか、すべて足すと基金だけで1億4,000万円ぐらい取り崩しという形ですか、目的の基金を積んでも財調とかが減っているということで、実質一歩踏み出していこうと思ったら、何かこう前から押されてしまったような状況で、財政的には非常に厳しい状況なのかなと思うのですけれども、その中でも、今後、全体で見ると財調取り崩し中で上中のための基金は積み立てていくよということなのですが、全体の財政状況が厳しくなっても、今後5年ぐらいをめどに、町長は継続したいということなので、そういう状況は、今後、財政状況が苦しくなっていくながらも上里中学校のための基金は積み立てを行っていくという考えでよろしいのでしょうか。

議長（桜井 彪君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 当初は、上里中学校の問題につきましては、5,000万円から7、8千万円ぐらい積み立てようとそういう計画であったわけでございますけれども、私の今朝の施政方針演説の中でもお話を申し上げましたとおり、町民法人税が30%から40%も減額をしてしまうと、そういう中で財調から今回取り崩しをさせていただいたわけでございますけれども、何はともあれ最優先して、基金の積み立てには努力をしていきたいというふうに考えております。

議長（桜井 彪君） 3番納谷克俊議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午後3時10分休憩

午後3時25分再開

議長（桜井 彪君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（桜井 彪君） 一般質問を続行いたします。

4番中島美晴議員。

〔4番 中島美晴君発言〕

4番（中島美晴君） 議席番号4番中島美晴でございます。通告順に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回、私は、1、地域生活者支援対策について、2、中小企業支援・雇用対策について、3、安心・安全のまちづくりについての3点にわたり質問させていただきます。町長に御答弁をお願いいたします。

国は、20年度第1次補正予算、第2次補正予算、そして21年度予算案を通して、いわゆる3段階ロケットで総合的な経済対策を打ち出し、生活支援策、景気浮揚策に懸命です。この経済・生活の難局に当たって、上里町の政治や行政に取り組む使命と責任は何か、とりもなおさず町民の生活を守り、雇用を守ることであります。補正予算や新年度予算は、町長が描く上里町の設計図の基本になると思います。町長のリーダーシップのもと、地域政策の展開が今ほど要請されているときにはありません。規模だけでなく、実効力とスピードが求められます。関根町長はどのような思いで逆風に負けない設計図を描かれているのかと思いながら、施政方針を聞かせていただきました。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

まず、初めの質問です。上里町の地域生活者支援対策について、4点にわたりお伺いいたし

ます。

初めに、「定額給付金」事業の支給についてお伺いします。

20年度第2次補正予算の中にある定額給付金は、さまざまな論議がありましたが、給付つき定額減税は、アメリカなど欧米主要国を初めアジア諸国でも導入が進み、国際的な潮流になっています。所得が伸びない、その中で切り詰めて、切り詰めてやりくりをしている生活者にとって、定額給付金は家計への生活支援と個人消費に刺激を与え、景気を下支えする重要な政策です。マスコミは、国民の大半が定額給付金に反対とのことを報道していますが、私が町民と対話する中では、いつになったらもらえるの、何に使おうかしらと待ち望んでいる人ばかりで、反対する人はおりませんでした。「待ちくたびれて、先に旅行に行ってきたわ」という話も聞きました。こうした庶民の思いにこたえるべく、財源の裏づけとなる関連法案の成立が待たれたところでありましたが、ようやく昨日、国会で成立しました。

給付金は、1人当たり1万2,000円、2月1日現在を基準日として、65歳以上の御高齢者と18歳以下の人には8,000円加算し2万円となっております。上里町の給付金総額は、試算で4億8,002万円と伺いました。住民に対して給付事務を行う定額給付金は、事前の準備・手続が必要となります。そこで、早期かつ円滑な給付のためにどのようなスケジュールで準備作業が進められているのか、申請書の発送時期など、お聞かせください。

次に、定額給付金事業の実施に向けて、地域経済活性化、地元商店の振興につなげるには、幅広く地元で使ってもらえることが大事なので、私は、給付時期に合わせてプレミアムつき商品券の発行など、効果的な事業の検討を町長に申し入れをいたしました。その後、担当課より、1割分を町が負担してのプレミアムつき商品券の発行に向けて準備するとの報告を受けました。商工会関係者と連携され、地域経済の押し上げにどう活用していくとか、町を元気にする知恵と工夫をし、サポートしていただきたいと思います。こうした取り組みに対して具体的にお伺いいたします。

次に、「子育て応援特別手当」事業についてお伺いします。

20年度の緊急措置として、複数のお子さんがある家庭の子育てを経済的に支援するため、子育て応援特別手当が実施されます。具体的にはゼロ歳から2歳まで実施されている児童手当の乳幼児加算が終了し、一般に幼稚園や保育所に通う時期で費用負担がかさむ幼児教育期、小学校就学前の3年間にある第2子以降の児童1人当たり3万6,000円を一時金として世帯主に給付されます。上里町の想定対象者数は600人、支給想定額は2,160万円で福祉こども課が担当するとの報告を伺ったところです。広報とあわせて支給案内の実施や対象者からの申請書の受け付けなど、保育所や幼稚園等関係機関を通じた周知活動も積極的に行う必要があると考えます。そこで、こうした取り組みについてどのように進めておられるのかお伺いいたします。

次に、「妊婦健診」の公費負担の拡大についてお伺いします。

近年、働く女性たちの仕事への意欲が高まるにつれ、結婚年齢が高くなり、そのため出産年齢も高くなり、また不妊治療の進歩による高齢出産など健康管理がより重要となる妊婦が増加傾向にあるとともに、経済的な理由により健康診査を受診しない妊婦も見られ、母体や胎児の健康保持を図る上で、妊婦健康診査の重要性が一層高まっているところであります。

妊婦健診で望ましい回数とされるのは、妊婦初期から分娩まで14回程度と出産後2回程度とされています。1回当たり5,000円から1万程度の費用がかかりますが、健康保険が適用されないため全額自己負担となり、経済的負担が大きく家計を圧迫しています。私は、「子育てするなら上里町」とこれまでも妊婦健診の無料化に向けて推進してまいりました。

現在、上里町の公費による妊婦健診の助成は2回から5回となっております。20年度第2次補正予算で、国は、妊婦が健診費用の心配をせずに必要とされる14回程度の回数の妊婦健診を受けられるよう公費負担を拡大し、現在、地方財政措置されていない残りの9回分について、国庫補助と地方財政措置により支援することになりました。そこで、町長にお伺いします。このたびの妊婦健診の公費負担の拡大について、町の取り組みをお聞かせください。

続きまして、中小企業支援・雇用対策についてお伺いします。

日本経済の屋台骨を支える中小・小規模企業の円滑な資金調達を支援するため、昨年10月31日より新たにスタートしました緊急保証制度について、12月定例会で取り上げさせていただきました。おかげで正月が迎えられました、何とか廃業しないでつなげました、本当に助かったなど、融資を受けられた現場の声です。経済産業省からは、中小企業の実情を踏まえ、きめ細やかで親身に対応するよう要請が出されているとのことでもあります。

対象業種も大幅に増加し、ほとんどの業種がカバーできることになり、今後も増える見込みとのこと。この制度が厳しい経済状況の中、悪戦苦闘されている中小企業の経営者を下支えています。そこで、お聞きしますが、この緊急保証・セーフティーネット貸付制度の昨年後半からの認定件数と上里町の今後の取り組みについてお伺いします。

次に、雇用調整助成金の拡充についてお伺いします。

個人消費や企業の設備投資は回復する兆しは見え、雇用問題は深刻化しています。業界団体の試算によりますと、3月までに失業する製造業で働く派遣・請負労働者は約40万人に達し、リストラは正社員にも広がりつつあります。仕事を何人かで分かち合うワークシェアリングに取り組むなど、不況を乗り切るために経営者の方々は懸命に頑張っております。

国は、厳しい経済情勢の中でも従業員の雇用維持に努力する中小企業事業主を支援するため、従来の雇用調整助成金を見直し、中小企業緊急雇用安定助成金として拡充されました。この制度は、県の労働局とハローワークが相談窓口になっており、届け出るものですが、経済不況の

もと、上里町としてできる取り組みについて町長はどのように考えておられるかお伺いします。

続きまして、安心・安全のまちづくりについてお伺いします。

町民の生活に求められるすべての基本は、安心・安全です。近年、不審者や振り込め詐欺など、子供やお年寄りがねられる犯罪や高齢化に伴う交通事故が増加傾向にあります。さらには、予想を上回るさまざまな災害が発生し、安心・安全が脅かされています。そのため防災行政無線の必要性が高まっています。

現在、尋ね人や火災情報、また子供たちの下校時に合わせた見守りについて協力を呼びかける放送などに活用されていますが、そのほかにどのような活用方法がされているのでしょうか、この点についてお伺いいたします。

町民の中には、防災行政無線の放送が聞き取れないとの声も伺っております。そうした地域の方々に対しての把握はされているのでしょうか。また、その対応策はどのように考えておられるのかお聞かせください。

また、聴覚障害者など放送を聞くことができないの方々に対して、緊急・災害時における対応についてどのように考えておられるのか、この点についてもあわせてお伺いします。

これで1回目の私の質問は終わらせていただきます。

議長（桜井 彪君） 4番中島美晴議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 地域生活者支援対策について。

の「定額給付金」事業について、上里町の今後のスケジュールと支給予定について、の地域経済活性化につなげる取り組みについて、関連がございますので、一括答弁をさせていただきます。新井實議員の答弁と重なる部分もあるものと思われませんが、御理解をいただきたいと思えます。

初めに、政府・与党の定額給付金の年度内支給については、国会審議の経過を踏まえると、残念ながら現実には困難な状況でございます。町では、国の関連法案が昨日4日可決しましたので、追加で国の2次補正に係る補正予算をお願いする予定であります。

したがって、町では、平成20年度の追加補正の議決をいただき、平成20年度中に事務処理を行う部分の2月1日の基準リストの作成や給付金の申請書の作成等、基準日以降の異動処理を行います。その後、平成21年度に入り、4月中旬に申請書の送付を行い、申請書の受け付け開始、書類確認審査を行い、書類の整った分から随時給付金の給付をしてまいりたいと考えております。

現在のスケジュールでは、申請書を4月に発送いたしますと、一度に大量の申請書が提出さ

れ、確認事務処理が整った分から第1回の振り込み事務処理を行い、口座振り込みについてはおおむね5月中旬になると考えております。

なお、定額給付金の事務処理は、申請書受け付け開始の日から6カ月となっております、この後、事務については6月から月2回程度の振り込み処理を予定しております。定額給付金は振り込み処理が原則であります、口座等を持たない人への現金での支給の予定もあります。

次に、地域経済活性化につなげる取り組みについて答弁をさせていただきます。

これも新井議員の質問にも答弁をしているわけでございますけれども、町では、定額給付金の支給と合わせて、プレミアムつき商品券の発行を計画いたしましたところでございます。実施主体は上里町商工会として、商品券の発行総額は5,500万円で、販売総額は5,000万円として、その10%に当たる500万円を上乗せ方式のプレミアム分といたします。町としましては、プレミアム分の500万円と商品券の印刷代等の事務分の100万円を補助していく考えであります。

商品券の種類、販売形式、販売限度額、販売期日、利用期限等については、実施主体の商工会と協議して決めさせていただきたいと思っております。定額給付金の支給とプレミアムつき商品券の発行・発売により、町内の経済活性化に向け努力してまいりたいと考えております。これらの商工会のプレミアムつき商品券の詳細につきましては、商工会事業のスケジュール等が確定次第、広報等によりお知らせしてまいりたいと考えております。

また、平成21年3月で終了することとなっております住宅リフォームに対する補助制度も地域経済活性化につながる取り組みの一つとして、平成21年度以降も実施していくことを決定いたしましたところでございます。

次に、御質問の「子育て応援特別手当」事業についてであります。

この事業につきましては、定額給付金事業と同様に、生活対策の一環として国の全額負担により実施されるものでありまして、今回限りの制度となります。この事業は、中島議員の御質問にもありましたとおり、多数のお子さんを養育される世帯の幼児教育費の負担に配慮し、子供と子育て家庭に対する生活安心の確保を図ることを目的として実施されるものでありまして、さきの広報かみさと3月号に概要を掲載したところでございます。

事業の対象となりますのは、平成21年2月1日に町の住民基本台帳に登録されている方と外国人登録原票の登録があり一定の要件を満たす方で、18歳以下のお子さんのうち、小学校就学前の3年間に該当する第2子以降のお子さんが対象となります。

上里町の対象人数は、国の試算に基づけば、先ほど議員もおっしゃられておりましたけれども、600人程度になるものと考えております。支給額は、対象児童1人当たり3万6,000円でありまして、対象児童と同居している世帯主が申請者となります。

手当の支給は、口座への振り込みにより行います。この事業は、世帯主が申請者となること

から町で該当者の把握を行いまして、4月中旬にはすべて該当者へ申請書の送付を行いまして、5月には第1回の支給を実施したいと考えております。

現在、国で決定されていない点もありますので、決定次第、広報かみさと4月号には詳細を掲載して周知を図っていきたいと思います。この事業は定額給付金とも関連しておりますので、両事業での調整を図りながら早期に支給実施できるよう進めてまいりたい、このように考えておるところでございます。

次に、「妊婦健診」の公費負担の拡大についての御質問でございます。

妊婦健康診査につきましては、近年、高齢出産やストレス等を抱える妊婦が増加傾向にあり、母体や胎児の健康確保を図る上で、健康診査の重要性・必要性が高まっているところでございます。平成19年1月9日、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査の公費負担の望ましいあり方、さらに、平成19年12月28日、妊婦健康診査の受診勧奨が国から示され、これらを受け、平成20年度から公費負担回数を2回から5回に増やして健診の公費負担の拡充を図ったところでございます。

さらに、国においては、昨年秋に新たな経済対策などを盛り込んだ生活対策を決定し、妊婦が健診費用を心配せずに必要な回数の妊婦健診が受けられるよう、さらなる公費負担の拡充を図るために、今般、第2次補正予算が成立したところでございます。これは、国が示している望ましい健診回数14回について、現行の地方財政措置5回に加え、残り9回を平成22年度、平成23年3月までの間、国庫補助により支援をする内容となっております。

これを受けまして、14回の公費負担に向けて、当町も含め埼玉県内各市町村が、平成21年4月1日の実施に向け準備を進めているところでございます。予算につきましては、平成21年度当初予算案に14回分の公費負担を計上、提案させていただいております。

また、健診業務についてですが、妊婦の負担軽減等を思慮、埼玉県知事が主体となり、県内の70市町村長から妊婦健康診査業務委託契約の委任を受け、埼玉県医師会長、埼玉県内の医療機関、日本助産師会埼玉県支部長と契約を締結し、実施しているところでございます。今後も、同一の方法で契約に係る準備が進められているところであります。

なお、事務手続及び里帰りで遠方の医療機関、共同契約締結外での健診に係る費用負担については、郡市4市町で統一した取り扱いに向け調整を進めているところであります。

以上申し上げましたように、14回の公費負担実施に向け、前向きに準備を進めているところですが、今後、健診制度の趣旨を広く情報提供し、安心して妊娠・出産ができる社会づくりに向け、妊婦健康診査の充実を図ってまいりたい、このように考えておるところでございます。

次に、2の中小企業支援・雇用対策についての緊急保証・セーフティーネット貸付制度の昨年後半からの認定件数と今後の取り組みについて御答弁をさせていただきたいと思っております。

セーフティーネットの認定件数については、昨年の12月定例議会でも中島議員から御質問をいただき、御答弁をさせていただいたところであります。その時点、平成20年度11月末現在のセーフティーネット保証の認定件数は、5号売上減少関係で20件、6号金融機関の破綻関係では6件の合計26件でありました。5号関係を業種別の内訳で見ると、建築業11件、製造業2件、卸売業が2件、運送業3件、サービス業1件、飲食業1件となっております。

現時点、平成21年2月末現在におかれる認定件数は5号売上減少関係で61件、6号金融機関の破綻関係では9件の合計70件であります。5号関係を業種別の内訳で見ると、建築業が18件、製造業18件、卸売業が4件、運送業が4件、サービス業が4件、飲食業が3件、電気通信業が4件、ガス・水道事業が1件、小売業が5件となっております。

昨年の12月定例議会から今回の3月定例議会までの間に、44件を新たに認定したこととなり、中小企業者の資金繰りの改善につながっているものと考えております。今後のセーフティーネット保証関係のPRを商工会と連携し行っていくとともに、認定業務の迅速化を図っていきたいと考えております。

次に、雇用調整助成金の拡充について答弁をさせていただきます。

雇用調整助成金制度は、公共職業安定所（ハローワーク）が取り組んでいる事業で、世界的な金融危機や景気の変動など、経済上の理由により企業収益の悪化から生産量が減少し、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、その雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練または出向をさせた場合に、休業、教育訓練、または出向に係る手当もしくは賃金等の一部を国が助成する制度であります。町といたしましては、公共職業安定所（ハローワーク）に協力して、町の広報等を通じて関係事業主にこの制度の周知をしていきたいと思っております。

次に、安心・安全のまちづくりについて。

防災行政無線の活用状況についての御質問でございます。

上里町の防災行政無線は、平成元年の3月に町内の住民の方に防災情報、火災や災害の避難勧告や避難命令などや行政情報、体育祭、文化祭などの町主催行事などを周知することを目的として設置されました。現在は、夕方のチャイムによる定時放送や防災情報、行政情報に加え、子供たちの下校時の放送や警察署から依頼により、尋ね人や振り込め詐欺などの防犯情報の放送を行っております。

平日においては、役場の防災無線室から放送し、夜間・休日及び祝日においては、児玉郡市広域消防本部上里分署で行っており、火災の放送以外の夜間放送については午後9時30分を目途に行っております。町内には58カ所の屋外スピーカーがあり、各行政区の放送については、区長さんの承諾がいただければ、直ちに保管してあるマイクを使用し、行政区内の放送設備よ

り直ちに放送が可能となっております。

昨今、防災行政無線の放送をすることにより、うるさいなどの騒音に対するものや聞き取りにくいなどの苦情が寄せられており、放送内容等についても個人情報保護などの観点から、細心の注意を払っているところでございます。

また、事故などの発生について放送をすることは、関係者以外の方を呼び寄せ、住民の方を不安にし、被災地周辺の交通渋滞など2次災害などの危険を招くおそれがありますので、警察署や消防署などの指示を仰ぎながら進めていきたいと考えておるところでございますので、御理解をいただきたいというふうに思っておるところでございます。

聞き取りにくい地域や聴覚障害者等への緊急・災害時における対応策について。

現在、防災行政無線を設置してから20年が経過し、放送が聞き取りにくいなどの苦情が数件寄せられております。設置当初から見ると、全町的に住宅戸数も2倍程度に増加をしております。また、住宅の窓がサッシなどに替わり、より密閉性が増し、聞き取りにくくなっているものと推測をされるところであります。

町でも、過去にも移転や増設などを行い対応に当たってきたところであり、今後も引き続きスピーカーの向きなど調査を行い、聞き取りにくい地域の解消に努めていきたいと考えております。

聴覚障害者等への緊急災害時における対応策につきましては、以前、町長と本庄市・児玉郡広域聴覚障害者福祉協会との懇談会で質問をいただいております。平成18年度に関係する協会の方と話し合いをさせていただき、災害時の緊急連絡、避難勧告や避難命令などを町よりファクスにより送信をさせていただくことになり、現在、3名の方が登録をされております。

また、時を同じくして、防災メールについての登録者を広報で募集し、登録をされました450名の方に、現在、災害時の防災情報メールサービスを行っておるところでございます。

以上でございます。

議長（桜井 彪君） 4番中島美晴議員。

〔4番 中島美晴君発言〕

4番（中島美晴君） 4番中島。御答弁ありがとうございました。

確認を含めて、何点か、再質問をさせていただきます。

まず、1点目の定額給付金でありますけれども、4月中旬には申請書が発送され、早ければおおむね5月中旬の給付ということですので、本当に年度末のお忙しいところで職員の皆様にもお忙しい時ではありますが、本当に待ち望んでいる町民の皆様のことを思いましたら頑張っていたきたいと思えます。これは、答弁はよろしいです。

2点目の定額給付金の給付にあわせての地域経済活性化につなげる取り組みについてのとこ

るであります、先ほど商工会が実施主体で5,000万円、総額5,500万円ですね、1割の上乗せ分がありましてのプレミアムつき商品券を発行ということではありますが、ちょっと私、すみません、聞き漏らしてしまったのでしたら大変申しわけございませんが、ちょっと具体的な何枚つづりということですか、変更がないでしょうか、過日の全協では500円つづりで11枚、5,500分を5,000円で発行する予定ということで、全協ではそういう方向性で準備しているということであったわけですが、そういった金額的には、町民の皆様には販売といいますか、発行される単位といいますか、それはそういったものになるのか、1点、具体的にお伺いしたいと思います。できるだけ、やっぱり地元で幅広く使っていただくということでもありますので、この点についてちょっと再度お伺いします。

議長（桜井 彪君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 商品券の種類につきましては500円券だそうでございます、販売形式につきましては1冊5,000円とし、1冊は500円券11枚を1つづりとして、1つづり割り増し形式とするということでございます。そして、販売限度額については1人当たり10万円を限度とすると、また15歳未満の方は購入できないということでございます。発行日から3カ月間有効だそうでございます。利用商店等につきましては、町内に商店等を有し、商工会に商品券を取り扱うことを申請し、商工会長の承認を受けた商店等、詳細については今後商工会と協議をしていきたいというふうに思っておるところでございます。

議長（桜井 彪君） 中島議員。

〔4番 中島美晴君発言〕

4番（中島美晴君） 御丁寧な御答弁をありがとうございました。

次に、子育て応援特別手当事業について再質問をさせていただきます。

先ほどの御答弁で4月中旬に申請書の発送で、5月にはすべて給付されるということでありましたが、本当に早期の支給が図られるということであれしく思っております。これは質問ではなくて結構です、すみません。

2点目の中小企業支援・雇用対策についてのところではありますが、ただいまの御答弁の中で、昨年12月26件から、その後44件、合計70件の認定件数があったという報告を今いただきました。その中で何件、実際に町が認定していただいたのだけれども、実際に残念ながら融資が受けられなかった、また何件が融資を受けられたのか、そういった件数などを町は掌握しておられるのかお伺いいたします。

議長（桜井 彪君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 先ほどもお話を申し上げましたように、70件の認定者があったわけですが、ございますけれども、その方たちが何件認定を受けられて融資が受けられたか、受けられなかったかということは町では把握しておりません。わかりません。

議長（桜井 彪君） 4 番中島美晴議員。

〔 4 番 中島美晴君発言 〕

4 番（中島美晴君） 4 番中島。ありがとうございました。

ちょっと町民のことを考えたときに、その辺の掌握もできたら必要かなと思いましたが、伺ったところであります。本当に借りたくても払えないから借りられない、またせっかく認定をしていただいたけれども、融資が受けられなかった、そういった企業主さんに対して、関連であります、町として、そのほかに支援している、何か融資といいますか、ありましたら御答弁をいただきたいと思っております。

議長（桜井 彪君） 町長。

〔 町長 関根孝道君発言 〕

町長（関根孝道君） 先ほどのことでございますけれども、ほとんどの方が借りられておるようでございます。そのかわり、町での融資等については、今のところ、小口融資がある程度で、ほかには今のところないと思っております。

議長（桜井 彪君） 4 番中島美晴議員。

〔 4 番 中島美晴君発言 〕

4 番（中島美晴君） 御答弁ありがとうございました。

ほとんどの認定された企業主さんが借りられているということを伺いまして、安堵したところであります。

また、認定業務の迅速化につきましては、12月定例会のときに、一日も早く迅速に認定していただきたいという、そういった要望を受けて、本当に頑張ってくださいまして、お声の中には1日で認定していただいて、本当に助かったということで喜んでおられた、そういったお声も伺っておりますので、大変ありがたいと思っております。

続きまして、安心・安全のまちづくりについてのところで、先ほども御答弁をいただきましたが、触れてありましたけれども、平成元年に設置されてもう20年も経過していることから、当時よりも本当に住宅が密集してきたり、建物の構造などが原因で地域によっては、またお宅によっては聞こえにくい、そういった苦情も町のほうに寄せられている、また現実に町に声は寄せられないけれども、回ったときに、うちのところはいつも聞こえにくいんだよとか割れちゃうんだよとか、そういったお声を聞くわけですが、こういったことに対して、町としてはアンケート調査とかそういった実施される予定という、今お考えはあるのかどうかと

いうことを、ちょっと対応について、そのお考えを伺います。

議長（桜井 彪君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 非常にそういった聞きづらいとかそういうお話も聞いておるわけですが、そういうものは区長さんに把握していただいております。区長さんのほうからそういう要望でもございますれば、スピーカーの向きを変えとかそういうことを考えていきたいというふうにも思っております。

この広報塔を増設するという事は、非常に400万円ぐらい、あれ1基にかかるんですね。今回、帯刀地区がどうしても偏り過ぎていて聞こえないということで1基設置をしましたが、ほかの地域についてはそういう計画はございませんけれども、スピーカーの向きを変えとか、そういう要望に対しては調査をしてお応えをさせていただきたいというふうに思います。

議長（桜井 彪君） 4番中島美晴議員。

〔4番 中島美晴君発言〕

4番（中島美晴君） ありがとうございます。

1基400万円かかる、また1地域に限定していないわけですから、やはりいたし方ないのかなということを感じております。が、安心・安全なまちづくりに向けて、すべての町民がそれぞれ安心して安全に生活できるように対応するには、今、町長さんの御答弁にもありましたように、現在の行政のこの取り組みだけでは不十分ではないかと感じるわけです。先ほどの町長の御答弁の中にもありましたように、本当にこれからは町民の方々にも協力をいただきまして、防犯・防災意識を高めるためにも、町の防災メールに現在450人登録されておられるということ为先ほど伺ったわけですが、緊急時に利用していただくよう、より多くの町民の方々に利用していただけるように、さらなる周知の検討が考えられますが、その点について町長のお考えをお伺いいたします。

議長（桜井 彪君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 上里町は、もう大変皆さんがボランティアで協力していただいております。各地区の区長さんに、非常に防犯、安心して住めるまちづくりのために、大変御協力をいただいております。そういった中で、犯罪等の減少はたくさん見られるわけですが、交通事故については依然として減らない、そういう状況にあるわけですが、今後、そういった面でも中島議員のおっしゃられる450名の皆さんのことも考えて対応してまいりたいというふうに思っております。

議長（桜井 彪君） 4 番中島美晴議員。

〔 4 番 中島美晴君発言〕

4 番（中島美晴君） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

前後してしまいましたが、すみません、聴覚障害者等の緊急災害時における対応策ということで、先ほど御答弁の中では3名の方が現在町内にはおられるということで、ファクスサービスと携帯メールで対応しているということでよろしいのでしょうか。現在、人数的には対象者の方は3名で、確認を含めて再度お伺いします。

議長（桜井 彪君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） ファクスにより送信させていただくことになったわけでございますけれども、現在3名の方が登録をされておるわけでございます。ファクスですね、これは。それと、防災メールについては450名の方に、現在、災害時の防災情報メールサービスを行っておるわけでございます。

4 番（中島美晴君） ありがとうございます。

議長（桜井 彪君） 4 番中島美晴議員の一般質問を終わります。

散 会

議長（桜井 彪君） 以上で、今定例会に通告があった一般質問は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午後4時12分休憩